

令和5年度（2023年度）NGO・外務省定期協議会

「第2回ODA政策協議会」

議 事 録

外務省国際協力局民間援助連携室

令和5年度（2023年度）NGO・外務省定期協議会
「第2回ODA政策協議会」
議事次第

日 時：令和5年12月14日（木曜日）14時00分～16時42分
場 所：外務省南886会議室

1. 冒頭挨拶

2. 協議事項

- (1) 若手・中堅の国際協力NGOスタッフと外務省職員のODA政策コミュニケーション促進
- (2) 日本NGO連携無償資金協力（N連）第三者評価
- (3) 日本政府によるグローバルサウス諸国との連携強化推進政策について
- (4) インドG20サミットの評価、ブラジルG20サミットへの期待及び市民社会による提言
- (5) 日本における難民認定申請者の保護措置及び予算について
- (6) 令和6年度外務省概算要求について

3. 閉会挨拶

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、2時になりましたので、令和5年度NGO・外務省定期協議会「第2回ODA政策協議会」を始めさせていただきます。

私は外務省側の司会を務めます民間援助連携室の工藤と申します。よろしくお願いたします。また本日、NGO側はTHINK Lobby所長、国際協力NGOセンター理事の若林様が司会を務められます。若林様、よろしくお願いたします。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

よろしくお願いたします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

今回も外務省での対面・オンラインのハイブリッド形式の開催となります。本日、この対面・オンラインのハイブリッド会議を開催するに当たり、何点か留意事項がございます。まず、マイクは常時ミュートにさせていただいて、発言時のみミュートを解除いただくようお願いいたします。それから、可能な限りカメラはオンにさせていただければと思います。Zoomの表示名は氏名・団体名に変更をお願いいたします。

それから、チャット機能を使用しての参加者からの質問や意見表明はお控えいただければと思います。チャットは運営からの連絡のみに使用しています。発言を希望される方は手を挙げる機能を使用して意思表示をし、司会が指名してから御発言いただくようお願いいたします。また、発言後は同じボタンから手を下げることについても御協力願います。時間の都合により、必ずしも全ての発言を受け付けられるわけではないことを御了承願います。会議の録画・録音、スクリーンショットの保存はお控えいただくようお願いいたします。議事録作成のために、事務局と民連室は録画・録音をいたします。最後に、議事録は逐語で作成されまして、後日、外務省のホームページに掲載されます。

それでは、本日の開会に当たりまして、日下部国際協力局審議官/NGO担当大使の御挨拶を予定しておりましたが、日下部審議官が急遽予算関係の議員説明等が入った関係で、松田民間援助連携室長に代読いただきます。松田室長、よろしくお願いたします。

○松田（外務省 民間援助連携室 室長）

民間援助連携室の松田です。いつも大変お世話になっております。本日は、ODA政策協議会の2回目ということで、対面、そして、オンラインのハイブリッドで開催しておりますが、お忙しい中、数多くの方に御参加いただいております。私からも、まずは御礼申し上げます。ありがとうございます。

本来であれば、日下部が開会の挨拶をさせていただくところですが、今申し上げましたように、急用ができましたので、代読させていただきます。

国際協力局審議官/NGO担当大使の日下部です。本年度第2回ODA政策協議会の開会に当たり、御挨拶申し上げます。

今年は、本年7月に行われた令和5年度第1回ODA政策協議会に引き続き、外務省での対面とオンラインのハイブリッド開催となりました。オンラインで各地のNGOの方々も参加で

きるというメリットを生かしつつ、対面で直接お話しする機会も活用し、より充実した意見交換ができるのではないかと考えております。

ODA政策協議会は、NGOの皆様とともに、よりよいODAの在り方を考える貴重な意見交換の場です。今日のODA政策協議会では、合計6つの多岐にわたる議題が取り上げられる予定と伺っております。外務省からは日本NGO連携無償資金協力（N連）第三者評価という議題を提案させていただきました。この議題では、平成30年11月のODAに関する有識者懇談会において採択された提言を踏まえ、令和3年度より本格実施しているN連第三者評価について報告いたします。

N連第三者評価の意義としては、N連事業の第三者による評価結果をNGOに還流させることで成果を意識した事業運営につなげ、NGOによるODA事業の効果が一層高まることがまず挙げられます。また、評価結果の公表を通じて国民に対する説明責任を果たし、ODAやNGOの活動に対する国民の理解や信頼が促進されることを期待しております。特に評価の際に重視されているNGO固有の価値を明らかにして国民に広く可視化し、NGOの事業に対する国民の理解を促進することは、日本のNGOのさらなる発展に資するものと考えます。そのためにも、今後は評価報告書の生かし方についても工夫していきたいと思っております。

NGO側からは、若手・中堅の国際協力NGOスタッフと外務省職員の交流が提言されているほか、日本政府によるグローバルサウス諸国との連携強化推進政策についてという議題を提案いただいております。

グローバルサウスについては本年10月、我が国とグローバルサウス諸国との連携を強化し、我が国経済の復興等を図る観点から、連携強化等について関係省庁で検討するため、グローバルサウス諸国との連携強化推進会議が内閣官房において立ち上がっています。グローバルサウスとの連携強化に当たっては、第1に、我が国の景気増進につながるものであること。第2に、脆弱国をはじめ、グローバルサウスを一枚岩とは捉えず、個別の地域・国の事情に応じたきめ細やかな対応を取ること。第3に、グローバルサウスとの共通項を強調し、国際交易の実現を図っていく姿勢を示すことが重要であると考えます。その上で、具体的な対応としては、外交の最も重要なツールの一つであるODAの効果的・戦略的活用、特に日本の強みを生かしたオファー型協力を行うなど、グローバルサウスとの間で具体的な協力の評価を積み上げていくことが必要であると考えます。

そのほか、ODA予算、G20サミット、日本における難民認定申請者の保護措置等、様々な議題がNGO側から取り上げられる予定ですが、いずれの議題に関しても忌憚のない意見交換が行われることを期待します。今年度も、よりよいODAの実現に向けて、ODA政策協議会はNGOの皆様と外務省の有意義な対話の場となることを期待しまして、開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。以上です。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

松田室長、どうもありがとうございました。なお、日下部審議官は、間に合えば顔を出されるということなのですけれども、その後も2時半から今度は部会対応ということもあ

りまして、すぐに退席しないといけないということで、初めの協議事項、若手・中堅の国際協力NGOスタッフと外務省職員のODA政策コミュニケーション促進の部分については日下部審議官が対応予定でしたけれども、こちらの場合によっては松田室長が代わりに対応するという御了承いただければと思います。

それでは、議題に移らせていただきます。本日は、NGO側から5つ、外務省側から1つの協議の報告事項が提案されております。

まずはNGO側の若手・中堅の国際協力NGOスタッフと外務省職員のODA政策コミュニケーション促進ということで、こちらは若林理事からよろしく申し上げます。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

今日オンラインで参加されていますNピボの共同代表の鈴木亜香里さんから、まず御説明いただけますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

（1）若手・中堅の国際協力NGOスタッフと外務省職員のODA政策コミュニケーション促進

●鈴木（（特活）地球市民の会/Nピボ ミャンマー駐在員/理事）

よろしく申し上げます。Nピボ共同代表理事で、地球市民の会のミャンマー駐在をしております鈴木亜香里と申します。画面シェアをさせていただきます。

Nピボからの議題はこちらになります。「若手・中堅の国際協力NGOスタッフと外務省職員のODA政策コミュニケーション促進」です。

背景としましては、これまでNGO・外務省定期協議会では、NGOコーディネーターと外務省幹部により、多様なODA政策に関して議論が行われてきました。こちらはすばらしい成果を残しており、今後も継続していくべきであると考えますが、協議会とは別に多様なチャンネルを設けることで、若手・中堅職員が組織の立場を超え、自由かつ対等の立場でODAや開発協力の未来について議論する場があると、さらによいと考えます。

議題に上げた理由ですけれども、外務省はNGOを開発協力を進める上での重要なパートナーとしています。パートナー関係をより進化させるために、これまでの資金協力、能力向上、対話に加え、外務省・NGO双方の若手中堅職員が学び合える場の設置を提案したいです。政策策定プロセスや事業実施のプロセスのノウハウを学び合ったり、事業を進める上での課題、困難や対処法を共有したりすることで、それぞれ現場における能力向上や新規事業の提案が見込まれるなど、メリットが多く考えられます。将来的に、この定期協議会での議論を活発化させることも視野に入れております。

ここに書いてはいないのですけれども、若手・中堅職員というのは大体40代以下を想定しています。ですが、40代以上の方を排除するというものではなくて、中心は若手・中堅で参加したい方は、その上の方でも大丈夫と考えております。今のこの定期協議会が割と年代が上の方が中心に発言されることが多いので、多様なチャンネルということで、若手・中堅と書かせていただいております。

議題の論点の5番ですけれども、NGO・外務省双方の若手・中堅職員が参加する異業種交流会を開催し、Nピボだけに限らず内外に参加を呼びかけ、ODAや国際協力の未来について

議論する場を開催したいと考えています。本件に関する外務省の御意見をお伺いしたいです。

参考としまして、NGO側での取組を紹介させていただきます。2022年7月より40代以下の職員が運営に参加するオンラインコミュニティ、Nピボを開設しております。コロナ以降、オンラインでの研修やイベント開催が定着して、対面で交流する機会が減少する中、昼休憩の時間を活用してNGO経営、アドボカシー、セクター魅力向上、開発・緊急支援の4つのチームが勉強会や意見交換を重ねております。2023年の7月には、外務省の日下部審議官をお招きし、開発協力大綱に関して御説明いただくというイベントも実施いたしました。以上となります。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

ありがとうございます。これにつきましては、日下部審議官がいらっしゃらないので、松田民連室長、お願いしてよろしいでしょうか。

○松田（外務省 民間援助連携室 室長）

分かりました。また、私から、こちらも代読とさせていただきます。一応審議官が今までの意見交換を多数やられてきた経験も踏まえた感想も含まれておりますので、私がということではなくて、審議官の言葉を代読させていただきたいと思っております。

まず、御提案に感謝いたします。7月にNピボに参加させていただき、開発協力大綱改定についてお話しする機会をいただきました。若手のNGO職員の方からも種々インプットをいただき、有意義な意見交換ができたと感じております。私はこれまで、このODA政策協議会もそうですが、対面・オンラインを含め、NGOの皆様と多数意見交換を行ってきました。その経験を踏まえて言えることは、話をすることで意見に賛成か反対かはともかく、双方の考えを理解することはできること、また、そのことを通じてアイデアを得るのに役立つということです。その意味でも御提案の意見交換の場は興味深い御提案と考えております。先般行われた事前協議でも本提案の進め方についていろいろと意見交換が行われたと聞いておりますが、引き続き相談していきたいと思っております。以上です。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

ありがとうございます。この背景は、私なりに解釈しますと、NGOも若干高齢化してしまっていて、若い人が自由に発言する、ディスカッションに加わっていくという場をより広げていくということだと思いますので、具体策がこの場では示されませんでした。引き続き御検討いただくということでもよろしいでしょうか。

○松田（外務省 民間援助連携室 室長）

引き続き検討させていただければと思います。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

鈴木さん、何か一言。

●鈴木（（特活）地球市民の会/Nピボ ミャンマー駐在員/理事）

前向きなお返事がいただけてとてもうれしく感じております。ぜひ実現できるように、

今後も御連絡を取らせていただいて、検討させていただけたらと思います。ありがとうございます。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

鈴木さん、ありがとうございます。ぜひ、具体的に前向きに、年次を区切ってお答えをいただくと、大変ありがたいなと思いますのでよろしくお願いします。

（2）日本NGO連携無償資金協力（N連）第三者評価

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

続きまして、外務省側からの報告事項に移らせていただきます。日本NGO連携無償資金協力（N連）第三者評価ということで、こちらは私から紹介をさせていただきます。

2018年11月のODAに関する有識者懇談会の提言におきまして、NGOの活動や価値が日本社会において広く認識され、支持されるようにしていくことが必要である、そのためには、まず、NGOによる事業をほかのODAと同様に、第三者評価によるアウトカムベースで適切に評価し、その成果を可視化するシステムを構築し、NGO固有の価値を明らかにする必要がある、また、この作業を通じて、おのずと日本社会におけるNGOの信頼性を高められていくことになろうという提言が盛り込まれました。

この提言を踏まえまして、外務省としては、令和2年度に評価ガイドラインを策定し、パイロット評価を実施しました。また、令和3年度以降、本格的にこのN連第三者評価を実施しております。N連第三者評価の本格的実施が3年目を迎えた本年、令和3年度に実施したN連第三者評価の結果を報告したいと思います。

今回御報告いただきますのは、令和3年度のN連第三者評価を実施いただきました国際開発センターの高杉主任研究員、それから、佐々木主任研究員から御報告をいただきます。

よろしく願いいたします。

○高杉（株式会社国際開発センター 社会開発部次長兼主任研究員）

国際開発センターの高杉でございます。本日は、このような機会をいただきましてありがとうございます。時間も限られていますので早速報告させていただきます。

この2年前に実施いたしました評価はちょうどコロナ禍でしたので、現地調査が全くできずリモートで実施しております。特にラオスについては、現地のコンサルタントも対象地域に行くことができないという制限がある中で実施したことを御留意いただければと思います。

結果ですけれども、4案件の評価全て4段階の上から2つ目、期待どおりの効果が発現したというよい結果を得られました。

まず1件目、ラオスの「山岳地域における母子保健サービス強化事業」で、難民を助ける会さんの事業です。こちらは山岳地域で貧困層の多い地域で、母子保健サービスの利用のための医療機関の受診の割合が非常に低いという状況がございました。こちらで母子保健サービスを提供するための医療機器の整備ですとか、清潔な医療環境の整備、また、ヘルスセンターの職員の研修等を実施し、さらに村レベルのコミュニティー・ヘルスワーカー

による啓発活動を行った結果、医療機関の利用者が増えたという結果が得られ、プロジェクトの目標が達成されておりました。

よかった点として、村の住民レベルから県レベルまでを扱う総合的な母子保健サービスの改善の支援を行ったということが挙げられております。また、NGO固有の価値の一つとして、他団体の支援が乏しい非常にアクセスの困難な地域に入り込んで、現地のニーズに沿った活動を行ったことが挙げられます。

提言や教訓を幾つか挙げておりますが一番最後です。非常に遠隔地でしたので、総合的に見るとプロジェクト目標を達成してはいるものの、個別の施設のレベルで見ると受診率がまだ低かったり、ヘルスセンターにおける出産数がそれほど伸びていないという施設もございまして、それは道路や橋の状況が非常に悪いという条件が阻害要因となっておりましたので、可能であれば、ほかのプロジェクトとの連携も図りながら、アクセス改善の視点も入れられると、さらによい結果が得られるのではないかという教訓を得ました。

○佐々木（株式会社国際開発センター 評価部主任研究員）

2件目を報告させていただきます。ラオスの「ジェンダー平等促進による中等教育環境改善事業」で、プラン・インターナショナル・ジャパンさんの案件でございました。対象地域はラオス最北部の山岳地帯にあるボケオ県パウドン郡というところでもございました。成果1は建設対象の3校に通う生徒がジェンダーに配慮した教育施設を使えるようになる。成果2は対象11校でジェンダー平等に向けた取組が実施されるということでもございました。

結果としまして、学生寮に入居した生徒は安全・衛生的な環境で学校生活を送れるようになったということでもございます。それで、男子生徒の認識に改善が見られた、それから、女子のクラスリーダーが大きく増加したというのが見るべき成果でもございます。それから、就学者数の増加や進級率の男女比の減少が見られたことも成果の一つでもございます。

それから、学校開発計画を作成しましたので、持続性にも配慮した取組が行われたということでもあります。

貢献要因としましては、まず、スタッフがこまめに対象校を訪問したということが挙げられます。それから、遠隔地での柔軟で機動的な活動を支えたということでもございます。ただし、一方で、一部の生徒の意識はなかなか変えることはできなかったということでもございます。

NGO固有の価値としましては、この案件に関しましてはジェンダー平等促進という先駆的な取組を実施してみせたということでもございます。それから、きめ細かな活動を行った。それから、アクセスの困難な地域に入って行って、日本の顔の見える援助を行ったということです。これもNGOの固有の価値といえるかと思えます。それから、意欲的な取組としましては、ベースライン調査、エンドライン調査に取り組みまして、エビデンスを示すことに成功しているということでもございます。それが明確に数量的に表されているということでもございます。

提言としましては、保護者やコミュニティーも今後巻き込んでいきたいということも提

言しております。

教訓としましては、事業の成果物が公的なカリキュラム・教材に活用されるということ、を最初から目指し、視野に入れて計画に入れ込むということが重要ではないかということ。それから、ハードを支援しているという日本のN連の特徴が、ほかの国に比べてございますので、それは今後も維持されたいかがかということ、を教訓として挙げさせていただいた次第でございます。

私のほうからもう1点、「カンボジアの教員養成大学などにおける実践的環境教育を通じた持続的な生活環境実現プロジェクト」でございまして、Nature Center Risenさんの案件でございました。対象地域はプノンペンとバタンバンにある教員養成大学ということでございます。

成果としましては、コロナの時期に当たったわけですが、オンライン研修などを導入しまして所期の成果を達成したことが確認できたということでございます。

それから、環境教育教科書とか、教員用指導書、児童副読本、紙芝居などの成果物がカンボジアの担当省庁に認可され、全国の教員養成校に配付されたということでございまして、これは大きな成果だと評価した次第でございます。教員養成大学ではシラバスの正式な科目として導入されて、かつ必修科目とすることに成功したということでございます。これは非常に大きな成果と評価させていただきました。

貢献要因・阻害要因ですが、カンボジアの自然や文化の保持を意識して、省庁、実施団体の間で認識が共有されて一致していたことが促進要因であろうということでございます。

NGO固有の価値としまして、省庁と実施団体が共通する価値観を強く持っているということでございます。これはNGO固有の価値の一つであります。

もう一つは、状況の変化について柔軟に対応したということもNGO固有の価値といえるのではないかと、私どもは指摘させていただきました。

意欲的なチャレンジとしましては、先ほども申したとおり、省庁に取り入れられて全国的なシラバスに入ったことです。これは見るべき非常に大きな成果、国の政策の一部になったということでございました、これは意欲的なチャレンジといえると評価しました。

提言としましては、対象だった学校を超えて公開授業などを通して、対面の参加者を全国から入れて水平展開していくことを提言させていただいた次第です。

教訓としましては、カリキュラムやシラバス導入までを活動範囲の目標とすることが教訓として、これを最終的な目標と、最初から意識されたいということでございます。

最後に、事業終了後、新たな資金を確保するのは、事業をやっている段階から可能性を模索して、明確に活動に入れておくことが重要ではないかということで、これが教訓の2つ目でございます。私のほうからは以上でございます。

○高杉（株式会社国際開発センター 社会開発部次長兼主任研究員）

最後の4件目です、ワールド・ビジョン・ジャパンさんの「カンボジア国タケオ州における母子健康改善事業」です。こちらはプノンペンの隣に位置するタケオ州というところで、

5歳未満児、乳幼児死亡率が高い、栄養不良率が高いという状況の中で、保健施設の職員や村落支援グループの能力強化、乳幼児の栄養改善や予防接種、母子保健に関する啓発活動、保健施設でのトイレや手洗い、給水施設の提供などを実施しました。この結果、母子保健サービスの質が向上したことが確認されており、例えば各村にコミュニティー保健栄養基金が設立されることで、保健センターへのアクセスに必要なお金を借りることができるようになり、アクセスが改善されたという結果が確認されました。

また、村に母親支援グループが設立されまして、そこで啓発活動が行われたり、栄養改善事業、SKLモデルという活動を通じていろいろな活動が行われました。

こうした結果、産前産後健診の受診率や乳幼児の予防接種の実施率が向上し、また、栄養不良児の割合も低下するという非常によい結果が得られました。プロジェクト目標の数値については報告書本文に記載しておりますけれども、目標を大幅に上回るような指標もございました。

特に見るべき点としては、実施団体さんがアライアンス団体も含めて事業実施で長年にわたり獲得してきた実績を生かされたということです。

また、意欲的な取組として、保健行政区の一部だけではなくて、全てを対象とすることで、290村という非常に広い範囲をカバーされたことが意欲的な取組であったと考えております。

提言・教訓の中で、特に重要な点として教訓のところですか。カンボジアの保健省の既存のマニュアルですとか、既存の仕組みを生かして、そこに団体独自の活動を追加することで、カウンターパートの自主性や持続性を引き出して、さらに効果を高めることに成功したという結論を得ております。私どもからは以上です。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

高杉様、佐々木様、どうもありがとうございました。

ここで日下部審議官が来られましたので、もしよろしければ一言お願いします。

○日下部（外務省 国際協力局 審議官/NGO担当大使）

遅れてすみません。またすぐ出なくてはいけないのですが、非常に有意義な意見交換をされているかなと思っています。

また、恐らく来る前にコミュニケーションの話があったと思うのですが、やり方はいろいろ悩ましいところがあるかもしれませんが、コミュニケーション自体は大事だと我々も思っているところであります。もちろん若い人がどこまでしゃべれるかというのは議論があるのですが、いずれにせよ、NGOの活動をもう少し、いろいろな人に将来も含めて知ってもらうということは大事だと思いますので、いい機会になればいいのではないかと考えています。

また、この第三者評価についても、また別の機会に教えていただきたいと思っておりますけれども、NGOのよさとか意義を対外的にどうやって知ってもらうかというのは非常に大事だと思います。そういう意味でも、この第三者評価というのは非常に有意義だったの

ではないかというのと、いい点をうまく外に売っていきたいなと思っているところがございます。あまり長くいられないのですけれども、よろしく申し上げます。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

審議官、どうもありがとうございました。それでは、今の第三者評価の報告を受けまして、何かNGO側からコメント等がございましたら、お願いいたします。

AARの野際様、お願いします。

●野際（（特活）難民を助ける会（AAR Japan） 支援事業部マネージャー兼アドボカシー・マネージャー）

AAR Japanの野際です。今回、第三者評価の御紹介をいただきまして誠にありがとうございます。私は今、スイスのジュネーブで開催されているグローバル難民フォーラム（GRF）に来ているのですけれども、昨日、上川外務大臣も共催国の一つとして開会式でステートメントを発言されまして、そういった発言を受けて、あと、様々な周囲の反応も伺っておりますと、国連のグランディ難民高等弁務官はじめ、様々な参加者の皆さんが、日本はアジアのリーダー役として、他の国を引っ張っていただければいいですねというような高い期待をひしひしと感じているところがございます。

その中で、上川外務大臣のステートメントの中では、「NGO」という言葉が1回出てきた一方で、JICAという言葉がたくさん出てきました。私どもは「NGO固有の価値」というのもあると自負しておりまして、今日、このような第三者評価のご紹介という形で御協力くださったこと、並びに日下部審議官、そして民間援助連携室の皆様が「NGOの固有の価値」についての理解促進のための発信に御協力くださっていることに深く感謝を申し上げます。

私どもも、いただきました第三者評価のアドバイスを踏まえて、より質の高いN連事業の実施に努めてまいりたいと思いますので、今後も広く発信していくべく、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。それでは、岡島さん、どうぞよろしく申し上げます。

●岡島（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 理事）

関西NGO協議会の岡島でございます。皆さん、お疲れさまでございます。

御承知のとおり、また、最初に読み上げられました日下部審議官の御挨拶にもありましたように、評価にはマネジメントとアカウンタビリティという2つの目的があります。アカウンタビリティについては評価報告書が公表されていると思いますし、また、今日のような議事録のある会議で御説明いただくこともあるかと思っております。

一方、マネジメントということでは、評価対象案件を実施するNGOに対してフィードバックをかけていると承知しております。また、評価結果を受けて、N連の制度改善につながる側面もあるのかなと考えております。これについては連携推進委員会がありますので、そちらでも議論がなされるかと思っておりますが、N連第三者評価は3年ということで、今のところ外務省の受け止め、とりわけ、一般管理費の拡充の効果が重要なポイントであったと思

ます。その点を含めて外務省の今後3年間で教えていただければ幸いです。

もう1点だけあります。NGO固有の価値を広く可視化していく、NGOとの連携事業の効果・成果を広く市民の理解につなげるのが大事という外務省の認識は私たちも共有しているところがございます。この点に関して、つまり国民の理解につなげていくことについて、外務省のほうで何か具体的な今後の御予定とか、御検討があれば、例えば国際協力局政策課で御検討があれば、お聞かせいただければ幸いです。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

岡島さん、どうもありがとうございます。第三者評価に対する外務省の評価ですけれども、2つあると思います。

一つは、第三者評価をNGOにこういったような会議等、あるいは今、既にホームページでも掲載してはいますが、NGOに還流させることで成果を意識した事業運営につなげていただいて、それで、NGOによるODA事業の効果が一層高まることが挙げられると思います。

もう一つは、評価結果の公表を通じて、国民に対する説明責任を果たして、ODAやNGOの活動に対する国民の理解や信頼が促進されることが挙げられるのではないかなと考えております。

今後、外務省としても第三者評価の事業を重視しておりまして、この成果・結果をどのように生かしていけるかということについては、いろいろな機会を通じて、広報もそうですし、考えていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

岡島さん、大丈夫ですか。

●岡島（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 理事）

もしよければ一言だけ。いつもありがとうございます。NGO側としても外務省と一緒に検討しながら、こういう成果、あるいはNGOの価値について、広く市民に御理解いただけるよう努力していきたいと思いますが、具体的な計画があればよろしく願いいたします。今後ともよろしく願いします。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

井川さん、どうぞ。

●井川（Nピボ 共同理事）

御説明ありがとうございます。手短かに、外務省側に1点、あと、調査に関して1点御質問させていただきます。

1点目、外務省に対してです。今回はNGOの固有の価値に関して外部コンサルタントによって調査していただいたわけですが、NGO自身によって固有の価値の探求を図る機会もあるといいと思いました。その点について、どのように受け止めるかというのを伺いたいです。

もう一つは、細かい話になりますけれども、こちらは第三者評価の中身に関して、ラオスの案件においてハードとソフトをうまく組み合わせて実施されたと、それはソフト支援

を行うことが多い欧米諸国や国際機関と比較して、日本の優位性があるといえるという記載があります。本案件でうまく組み合わせられていたという理解をしたのですけれども、他方、N連において、ハードを含むことがマストになっていることについて、多くのNGOから現地のニーズと合っていない、採択のために優先度の低いハードコンポーネントを入れざるを得ないという声が毎年上がっているかと思えます。

そういう中で、N連全体としてハードがマストになっていることが、どのように日本の優位性につながっているのか、どういう趣旨なのかということを確認させてください。以上2点です。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

併せて、稲場さん、簡潔にお願いいたします。

●稲場（（特活）アフリカ日本協議会 共同代表）

第三者評価をしていただいて、また、それが全ての案件においてよい評価をいただいたということで大変感謝しております。その上で、私のほうとしまして、先ほど目的としては国民への啓発というか、そういったことが中心というようなことを伺ったのです。

私自身は特に政策提言の面で、この間、「グローバルヘルス戦略」「開発協力大綱」であるとか、「SDGs実施指針」などについて、省内の方々と関わっているいろいろな仕事をする人が多いのですが、一つありますのは、国際協力局を含めて、NGO連携無償というものがどのような意義があるのかということについて、省内においても、また、政府のその他省庁においても必ずしも認識が高くないのではないかとということ、私自身がアピールができていないことも含めて、非常に痛苦に受け止めなければならない状況がかなり見受けられると思っています。

つまり、例えばこの後の議題にもありますが、「グローバルサウス諸国との連携強化推進会議」、あるいはオファー型協力などにおいても、市民社会、NGOがやっていることについて、「もっと強化しよう」というような話は全く出てこないです。また、「グローバルヘルス戦略」においても市民社会とODAの連携をもっと強化せよと書いてはあるものの、その後、具体的にこれをどうするかという話になると、せっかく作った戦略の中で、フォーカスされるのは必ず民間企業の話ばかりで、N連をどうするか、草の根技術協力をどうするか、さらに人間の安全保障において、現地のNGOをどのように支援するのか、こういった話になっていかない。

そういった意味合いにおいて、どうもNGOというものの存在であるとか、あるいはその固有の価値について、国際協力局内、外務省内、そして、関連する政府各省庁内における優先度や認識が非常に低いのではないかと感ずるを得ないところがあるのです。この辺り、3つ目のいわゆる獲得目標として、いかにNGOの固有の価値、あるいはNGOが活用されるのODAの連携というものが意味のあるものであって、優先度を上げなくてはいけないのかということについて、省内、あるいは国際協力局内で啓発するという点に関して、どのように具体的な御方針がございなのかということについては、ぜひ伺いをしたい。

もし、ないのであれば、そこをどのようにアピールしていくのか、また、何をプッシュすれば、そこがアピールできるのかということ、ぜひ一緒に考えられれば、例えば「50億なり60億なり、もう少しお金を足せば、こういうことができます」というように、国際機関がやっているように、「このお金を投資すれば、このぐらいの成果がある」ということをこちらがプロアクティブにアピールすることが必要なのか、そういったようなことも含めて、どのように省内、あるいは政府内において、NGO、ODA連携の優先度を高めていけるのかということについてのお知恵をぜひ拝借できればと思っております。この点について、いろいろ教えていただければと思います。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

井川さんの最初の質問は、私のほうからお答えさせていただきます。

NGOの固有の価値を第三者だけではなくて、NGO側からの意見も聞いたらいいのではないかということだったかと思えます。まさにそれは確かにそのとおりだと思います。第三者評価自体は第三者がやる評価なので、あくまでも第三者評価による固有の価値ということが出てくるとは思うのですけれども、そこにももちろんNGO側がどう考えているかということを入力することはできると思います。今回の定期協議会ですとか、あるいはタスクフォースとか、そういったような場で、もし、NGO側からいろいろと意見があれば、出していただければと考えております。

○佐々木（株式会社国際開発センター 評価部主任研究員）

ハードとソフトの組み合わせの話でございますけれども、欧米諸国や国際機関の援助は研修中心のものが多くございまして、それに対する現場で聞いた声は研修だけかと、研修だけではそれを利用する機会がないという話になるのです。ハードを組み合わせるのであれば、それを利用する機会が自分たちにある。ハードがあれば、自分たちだけでも研修ができる、繰り返してもう1回やれるというという声もありまして、これは日本が組み合わせさせてやっているメリットとして指摘できるかなと考えております。

以上でございます。

○高杉（株式会社国際開発センター 社会開発部次長兼主任研究員）

今回の4案件については、特段ハードを入れることが必要であるから入れざるを得なかったが、本当はもっとほかにやりたいことがあったというお声は特になかったです。なぜ入っているかという辺りは御説明いただいたとおりでございます。

○松田（外務省 民間援助連携室 室長）

稲場さん、御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

こちらについて、私のほうからお答えいたします。まず、国協局内でどのような形でやっているか、具体的なものがあるかということなのですけれども、正直に申し上げて、具体的に、いつ、どういう場でということルール的に決めているとか、そういうことは特にはないです。もちろんその都度において、NGOの意義、それから、NGOと一緒にやっていくこと、連携していくことの意義、その辺りはもちろん民連室を中心に話をしています。

その結果として、従来と変わってきた点というのは、一昨年度、ウクライナの支援、そういうところで、それ以前だと、どうしても国際機関を中心とした支援ということで、日本政府としての支援表明がされていたことがほとんどだと思いますが、ウクライナの支援をきっかけにして、NGOとの連携も含めていくということが入ってきた。それが今は何か紛争・災害等が起きますと、日本政府としての支援を表明するに当たっては、NGOとの連携を必ずその中で議論していくというような形になってきております。ですので、その都度でアピールをしてきておりますけれども、アピールの成果としては、少しずつではあるかもしれませんが出てきているかなと思っております。

ただ今後、まさに稲場さんに御指摘いただいたことは非常に重要なことだと思いますので、さらにここはどのようにアピールしていくかということに関しては、我々のほうも考えていくのは当然のこととして、そこにおいてはNGOの皆さんと一緒に考えていくことも大事だと思っておりますので、御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ですが、以上です。

●稲場（（特活）アフリカ日本協議会 共同代表）

ありがとうございます。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

ありがとうございます。

井川さんがおっしゃったことの一つとして、パターンとしてはNGOもそういう評価に直接参加できるようにしていただくのもいいのではないかとこの考えもあるかもしれませんが、広くNGOと国協局の人、あるいはJICAの人と一緒に現場、国際協力の現場に行き、そこで見て議論する、そういう場面もあってもいいのではないかなとは思ひます。また、将来的に御検討いただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

時間が少し押していますので、先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、3番目の議題であります「日本政府によるグローバルサウス諸国との連携強化推進政策について」ということで、ワールド・ビジョン・ジャパンの柴田さんからお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(3) 日本政府によるグローバルサウス諸国との連携強化推進政策について

●柴田（（特活）ワールド・ビジョン・ジャパン（WVJ）/（一社）SDGs市民社会ネットワーク アドボカシー・シニア・アドバイザー/開発ユニット幹事）

よろしくお願ひいたします。ワールド・ビジョン・ジャパンの柴田哲子と申します。SDGs市民社会ネットワークの開発ユニットの幹事もさせていただいております。

本日は「日本政府によるグローバルサウス諸国との連携強化推進政策について」ということで議題に挙げさせていただきました。こちらを議題に挙げさせていただきました背景としては、冒頭に松田室長に代読いただいた日下部審議官のお話でも言及されておりましたように、今年の10月17日にグローバルサウス諸国との連携強化推進会議が開催されております。

その中で、我が国とグローバルサウス諸国との連携を強化し、我が国経済の振興を図る観点から、連携強化策について関係省庁で検討することが目的として掲げられておりまして、内閣官房長官を議長として、各省庁の審議官クラスが主査及び構成員として列席されております。

こちらを今回議題に上げさせていただきました理由としては2つあります。

まず1つ目が、冒頭、外務省の国際協力局長からグローバルサウス諸国との間で具体的な協力を積み上げていくため、ODAの効果的・戦略的活用、特にオファー型協力を行っていくという御説明がありました。

2点目としましては、総理大臣から、こちらの会議に対して来春をめどにグローバルサウス諸国との連携に向けた方針を取りまとめるようにという指示が出されております。本件、ほとんどNGO側としましては初見に近い状態でごございました。一方で、ODAを活用するというお話でもございますので、こちらの協議会の場で議論させていただくことが重要であるということで議題に上げさせていただきました。

なお、(外務省に事前提出した議題案シートの)4点目は、外務省への事前質問として事前に確認させていただいたポイントです。NGO側として最も懸念・重視していたのは、このグローバルサウス諸国との連携強化に関し、既存のODAをそのまま活用されるのではないかという点でした。こちらについては事前の協議の中で、既存のODA予算からのリアロケーションではないこと、別途ODAの増額を希望されており、財務省と交渉されていると伺っておりますので、こちらで言及させていただきます。

その上で、今回、論点として5つ挙げさせていただきました。来春をめどに取りまとめられることになっている方針の中で、以下の5つを反映いただきたいということと、現時点での外務省としてのお考えを聞かせていただきたいというのが、私どもの要望です。

まず1点目、人間の安全保障に関する視点を全体を通じて入れていただきたいということとを要望しております。この会議で配付された「グローバルサウス諸国との連携強化について」という資料の中には、1か所も人間の安全保障に言及がありませんでした。一方で、人間の安全保障は日本の外交政策の重要な柱であると認識しておりますので、今後まとめる方針のほうにはきちんと反映いただきたいと願っております。

2点目、グローバルサウス諸国との連携強化に向けた対応策ということで、対応策を3つ挙げられているのですが、そのうちの1つ目として、グローバルサウス諸国との政策対話や交流の機会増加が挙げられております。

こちらの対話・交流が2層に分かれており、1層目がハイレベルな交流で、2層目が国民レベルの交流という形で想定されているようです。その国民レベルの交流に関しては、いわゆる文化交流や国民レベルの相互交流といった国際交流のようなものが想定されているようです。しかし、人間の尊厳のある安定した社会環境を実現するためには、ハイレベルの政策議論に現地のNGOの方々がしっかりと関与して、そのような社会環境の実現に向けてインプットしていくことが重要だと思います。ODA政策に関して、国・地域レベルのNGOネ

ットワークと日本政府の対話が行われるようお願いしたいというのが2点目の要望でございます。

3点目、先ほど現地からAARの野際様も言及くださいましたけれども、昨日GRFで上川大臣がスピーチをされまして、教育を含め大変脆弱な状況にある方々に対して、日本政府としてコミットメントを表明され、私どもとしても非常に高く評価している次第です。やはりグローバルサウス諸国との連携強化の観点からも、脆弱性の高い国々への援助としては、貧困削減に寄与する基礎社会セクターや緊急人道支援分野への配分を増やしていただき、人間の安全保障の実現に寄与することを期待しております。

また、2016年の世界人道サミットで必要不可欠と確認されています現地化を踏まえて、日本政府代表と現地市民社会との定期的な対話の機会、現地化を促進する費用の確保を要望しております。

4点目、こちらグローバルサウス諸国との連携強化に向けた対応策、3つあるうちの2つ目ですけれども、こちらでサプライチェーンの強化などが挙げられております。サプライチェーンについては、日本政府及びODAの受注企業による人権デューディリジェンスに基づく人権尊重と高い説明責任が担保されるように、必要な対策を採っていただきたいと考えております。

最後に5点目、こちらはオファー型協力を行っていくことがグローバルサウス諸国との連携強化に当たって言及されておりますが、オファー型協力のために設立される対話の場、プラットフォームに、各重点分野に関する活動を行っている日本及びグローバルサウス諸国の国・地域レベルのNGOネットワークなどが参加できるよう、必要な対応を行っていただくことを要望させていただきます。

長くなりましたが、要望としては以上5点になります。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

ありがとうございます。人間の安全保障から、国内外のNGOとの対話、あるいは政策決定の関与が全体的に足りないのではないかと、いろいろな場面でそういう場面をつくってほしいというのが一つの横串としての御意見だったかなと思います。

これについて、外務省側からお答えをお願いできればと思います。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。今、柴田様からいただいた5つのポイントですけれども、結構複数の課室にまたがってまして、今日、一応いただいた1～3までにつきましては、民間援助連携室の松田室長から、それから、4～5につきましては、国際協力局政策課の五十嵐首席から回答をいただくということをお願いしております。

では、松田室長からお願いいたします。

○松田（外務省 民間援助連携室 室長）

今、御説明がありましたように、問い1～3までは私から、関係部署から聴取した内容を踏まえて回答させていただければと思います。

1つ目は、日本の外交政策の重要な柱である人間の安全保障に関する視点を全体を通じて入れ込むことを要望する、これに関して外務省としての考えを伺いたいということだったと思います。人間の安全保障は日本が長年にわたって外交の柱として提唱している概念です。本年6月に改定されました開発協力大綱におきましても、人間の安全保障は、我が国のあらゆる開発協力に通底する指導理念に位置づけております。

国際社会が複合的危機に直面する中、多様な主体が共通の目標のため、連帯して取組を進めることが不可欠です。個人の保護と能力強化、そして、様々な主体の連帯を新しい時代の人間の安全保障の柱として、人間の主体性を中心に置いた開発協力を行っていく考えでございます。

本年5月に開催されたG7広島サミットにおいても、岸田総理からグローバルサウスと呼ばれる新興国・途上国が存在感を高める中で、G7を超えた国際的なパートナーへの関与を強化して、これらの各国が直面する様々なニーズに応じてきめ細やかに対応するアプローチを採ることが重要であると述べたとともに、こうした取組を進めるに当たり、人を中心に据えたアプローチを通じて人間の尊厳や人間の安全保障を大切にすることの重要性を強調したのは、こうした考えに基づいているものです。引き続き、人間の安全保障の考え方の下、新興国・途上国も含め、国際社会全体による地球規模課題の解決に向けた取組を進めていく考えであります。これが問1に対する回答でございます。

問2のほうは、グローバルサウスとの政策対話や交流の機会の増加において、国・地域レベルのNGOネットワーク等と日本政府によるODA政策に関する積極的な対話、意見交換を行うことが不可欠です。この点を要望されるということに関して、御指摘の対話、意見交換につきまして、この重要性は我々も認識しております。このような対話、意見交換ですが定期的なものではありませんけれども、NGOと現地の日本大使館が対話、意見交換をしていくことがございますので、このような機会をさらに活用するということが、対話、意見交換を深めていくことに資するのではないかと考えております。これを活用していくということが有用ではないかと考えております。これが2つ目に対する回答でございます。

問3はグローバルサウス諸国との連携強化のところ、貧困削減に寄与する社会セクター分野や緊急人道支援への配分を増やすことによる人間の安全保障の実現に寄与することを期待するとともに、2016年、世界人道サミットで必要不可欠と確認された現地化等を踏まえ、日本政府代表と現地市民社会との定期的な対話の機会及び現地化を促進する費用の確保の御要望であったと思います。

これに関しては、13日の第2回グローバル難民フォーラム開会式で、上川大臣がステートメントを発出しています。同ステートメントの中で、大臣は難民・避難民問題の解決における女性、平和、安全保障、いわゆるWPSの考え方の重要性などを強調しつつ、人道状況の改善に向けた国際社会の団結と協力強化を呼びかけました。

日本は本フォーラムで人道・開発・平和の連携（HDPネクサス）、WPSの考え方を難民・避難民支援に適用すること、ロヒンギャ避難民及びホストコミュニティ支援、アフガン

難民支援等を発表しました。このうちHDPネクサスについて、日本はマルチステークホルダー・プレッジを主導して、ウガンダ、ベルギー、スイス、ILO、UNDRR等、多様なステークホルダーの賛同を得ることができました。

日本は脆弱な人々のための人道支援を極めて重視しており、前回のGRF以降、50億ドル以上の支援を実施しており、今後4年間も人道主義を標榜し、力強く支援を実施していくことになっております。

現地化の取組については、国連人道問題調整事務所（OCHA）の国連国別プール基金への拠出や、国際赤十字赤新月社連盟への拠出を通じた現地国際赤十字赤新月社への支援を通じて、今後も着実に実施していくと考えております。

以上、問1から3までのお答えになります。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

五十嵐首席、問4～5までお願いします。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

外務省国際協力局政策課の首席事務官をしております五十嵐と申します。

4つ目、5つ目の質問ですけれども、多分に松田室長からお答えいただいた部分とも重なると思います。

まず、4つ目のデュージェンシスというか、人権をどのように確保していくか、ここは非常に重要な部分でして、実は5のところとも多少関わると思います。基本的なことを申し上げると、例えばJICAの環境社会配慮ガイドラインですとか、最近公表されましたサステナビリティ・レポート、そういったところで、人権を含め、様々な形で途上国に対しての配慮といいますか、どこをきちんと踏まえた形で成長というのを考えるべきか、こういったところは示されていると思います。それに基づいてきちんとやっている。開発協力大綱においても、実施上の原則として公正性ですとか、そういったところというのは明確に確認をされているわけですし、そういう意味ではサプライチェーンといったところでも、そういった視点をきちんと踏まえた上での取組は重要だと考えております。

5番のところにも関連してくると申しましたのは、例えばオファー型協力の中でも、我々として戦略文書の中で大きく3つ分野を挙げさせていただいています。気候変動、DX、経済強靱化というところですし、こちらの経済強靱化を考えていく上でも、ある程度安定的な資源確保ですとか、国際市場に対しての供給は戦略的には重要である。ただ同時に、もともと資源を持っている国、途上国自体の社会の安定化、あるいは純粋に鉱物産業だけではなくて、それ以外の関連する、あるいは社会の安定化につながるような、おっしゃったような基礎的な生活につながる教育、保健といったところ、あるいは農業、そういったセクターもきちんと総合的に取り組んでいくのが実は非常に重要である。

そういう意味ではオファー型協力でまさにやらせていただこうと考えているのは、単に1つの目的のため、あるいは1つのプロジェクトのためだけに何かをということではなく、ある種、相手国との間で共通の目標を確認した上で、そこに向けた複数の可能性を共に追

求していくというアプローチだと考えています。

その意味では、このプラットフォームの場にNGOを、というのは、当然そこは入っていただく可能性はあるものだと我々としても考えています。

先ほど現地化というお話もありました。ここはいろいろな考え方があると思いますけれども、NGOが持っている強みとしては、現地におけるネットワーク形成機能といいますか、また、単に広がりをつくるだけではなくて、それをある程度継続的に複数年にわたって長期的に維持するとか、そういったところでもほかのアクターに比べて、言ってみれば強みがあると思いますので、NGOの知見を生かして、そういったオファー型の中でこういった貢献をしていただけるのかというのは、ぜひお話しさせていただければと思います。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

ありがとうございます。

今の柴田さんの質問の背景としては、政策の一貫性が欠けているのではないかと、開発協力大綱であれだけ人間の安全保障だと、8回ぐらい出てきているのです。一方では、こちらの文書を見ると、それが何も入っていないということにおいては、政策で外務省が大事にしようと思っている開発協力の根本的な概念を宣伝するいい機会ですから、チェックしていただいて、入っているということは重要なことだと思います。

もう一つ、これも開発協力大綱で言わせていただくと、人権デューディリジェンスを入れてくださいと何回も言ってきたのです。人権を尊重するのとデューディリジェンスは違うのです。デューディリジェンスはプロセスなのです。プロセスを事前に人権侵害のリスクがあるかどうか発見し、それを削減し、起きたら対応するという一連の流れがある。それと人権を守っていますということは違うので、そこをしっかりと受け止めて入れていただくといかなるところが多分要望であったと思います。これも含めて何か。

●柴田（（特活）ワールド・ビジョン・ジャパン（WVJ）/（一社）SDGs市民社会ネットワーク アドボカシー・シニア・アドバイザー/開発ユニット幹事）

御説明いただきましてありがとうございました。

今いただいた御説明に対して、2点だけ言及させていただければと思います。

1点目は、松田室長から御説明いただきました私どもの提言の3点目です。実際に、昨日の上川大臣のステートメントでも言及をされていて、日本としても非常に高いコミットメントを表明されていることを私どもも認識しておりまして、高く評価させていただいております。日本がこういう分野で国際的にリーダーシップを発揮していくというのは、私どもとしても心強く思っておりますし、日本でないといけないところもあるかと思っておりますので、大変応援しているところです。

一方で、今、若林さんがおっしゃられたこととつながるのですが、『グローバルサウスとの連携強化』についてという10月17日付けで、この会議に対して外務省と経済産業省が共同で出された資料は、どこまで強く基礎社会セクターへの支援や脆弱性に配慮した支援を行うのかということがよく見えない形になっております。グローバルサウス諸

国との連携強化の話は出てきたばかりだと思うので、であれば、なおさら、文書の中でもしっかり言及していただきたいと考えます。例えば人間の安全保障や難民問題について、日本としてどれだけ強く重要性を認識して支援を行うつもりなのかということについて、口頭で御説明を伺うとそうなのだと思えるのですが、実際に紙を見ると、全くそれらの点が言及されておらず、本来であれば脆弱な社会、脆弱な状況にある方々に行くべきODAの支援が日本企業の支援に吸収されてしまうように見えてしまうため、口頭・文書の一貫性を確保していただきたいという点が1点目です。

2点目は、先ほど五十嵐首席がおっしゃってくださった私どもの(4)のポイントに関する人権確保というところです。一部若林さんがおっしゃってくださったのですけれども、特にオファー型協力の3つの柱の中の経済強靱化のところを見ても全く人権という言及がないところに大変懸念を持ってしまうところでございます。もちろんオファー型協力を通じて行う支援に関しては、相手国のニーズを見ながら、かつ日本としての強みを生かして支援を行うということだと思えるのですけれども、その中で最低限配慮しなければいけない部分、先ほど室長も言及していただきましたが、人権配慮などがしっかり政策文書の中に出るような形で表明をしていただきたいと思っております。

●若林 (THINK Lobby 所長/ (特活) 国際協力NGOセンター (JANIC) 理事)

ありがとうございます。今、質問が3人出ていますが、稲場さん、簡潔にお願いいたします。

●稲場 ((特活) アフリカ日本協議会 共同代表)

簡潔に、私のほうから3点ありまして、先ほど柴田さんからも言及されたグローバルサウスとの連携強化についてという外務省、経済産業省が提出したものが多分五十嵐首席の手元にもあるかと思えます。

一つ、ここ私どもが驚きましたのは、スライドの3枚目です。個々の緊急課題、人道危機とあるのです。ただ、いわゆる開発協力という文脈でいったときに、開発協力には社会開発と経済開発があるわけです。社会開発のほうにいわゆる基礎教育、あるいはユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)、こういったものがあって、例えば「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」の課題というのは、人道危機の状況でなくても当然あるわけです。それこそ国民健康保険をインドネシアとかでどう強化するかみたいな話です。そういった意味合いで考えたときに、いわゆるそういった社会開発部門についての記述が、こちらのポンチ絵にはかなり欠落をしている印象があって、このポンチ絵は果たして国際協力局が関与して作ったのかというようなどころにおいて、私は非常にこの点で驚いたところがあります。

つまり、いわゆる社会開発は人道危機だけでなく、例えば、基礎教育、あるいはユニバーサル・ヘルス・カバレッジなどがあって、これらにしっかり協力することこそがグローバルサウスに対する連携強化、いわゆる「車の両輪」というものがあるとするならば、「人道危機」にプラスして、「社会開発」が当然あるべきと思うわけです。この点をグローバル

サウス諸国との連携強化推進という文脈において、社会開発を強化していただきたいというのが一つあるわけです。人間の安全保障に関しましては、岸田総理が実際にこの場でのスピーチで、人間の尊厳を重視するということはおっしゃっている。これはSDGサミットにおける岸田総理のスピーチにおいても人間の尊厳ということを非常に強力に押し出されたと思うのですが、ここが何で「人間の安全保障」でなく「人間の尊厳」だったのかについては、もちろん何かあると思います。

一つ考えたいのは、人間の安全保障の中で人間の尊厳があるわけですが、それ以外の部分もあるという文脈の中で、特に「人新世の人間の安全保障」ということで再定義されているわけですが、そういった意味合いで、人間の安全保障を総合的に押し出すということを、例えばこういったポンチ絵においてはしっかり考えたほうがいいのではないかと。その文脈において、多国間援助というものがどのようにこの中に入ってくるのかということについても一つ入れておかないといけないのではないかなと思っている次第です。ですので、その点で、社会開発を1つの柱として入れていただくところは、ぜひお願いをしたいと思います。そこをぜひお伺いしたいと思います。

もう1点、これは松田室長へのご質問です。いわゆる事前質問でも書かれているところですが、オファー型協力に向け、「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」に関連することが特出しで書かれていたのです。ここにおいて、例えばより幅の広い「NGO連携無償」において、しっかり日本のNGOが役割を果たせるようにすべきというような形で、より広い形で書かれるのではなくて、なぜ「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」だけが特出しになっているのか。日本のNGOは別に脱炭素技術だけではなく、ほかの様々な取組もできるはずで、それを総合的にプッシュするものとしてNGO連携無償があるはずなのです。

そういった意味合いで考えたときに、ここを「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」だけではなくて、どのようにNGOの総合力を共創という形でここに展開をするという話にならないのか。この辺りは私どもとして、先ほど申し上げたことなのです。つまり、国際協力局の中でNGOとの連携というもののプライオリティーがあまり認識されていないのではないかと私自身が思ったのはここなのです。そういった意味合いで、もう少しNGOとODAの連携を総合的にプッシュするような書きぶりを、この文脈の中にしっかり位置づけていただきたいと私自身は思っています。これをお願いしたいところと、逆に言うと、このポンチ絵やこの会議においては、必ずしもそういったところがなかったというところが、もしあれば、その辺の御事情等を聞かせていただけるとありがたいなと思います。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

稲場さん、ありがとうございます。阿部さん、お願いいたします。

●阿部（JAWW（日本女性監視機構） 役員）

JAWWの阿部と申します。よろしくお願いいたします。私は要望を少し述べさせていただきます。ジェンダーに偏った要望になっています。

先ほどの柴田さんの御発表の議論のところですか。その5番目で、今の稲場さんのオファー

型の話とも少しかぶるのですけれども、国連では女性の地位委員会というものがあまして、CSW67という前回の会議です。こちらではジェンダー平等のための対策として、デジタルスキルの向上が含まれています。

日本のオファー型の協力というところでは、重点分野として一つDXが挙がっていきまして、まさにDX分野と女性のデジタルスキルの向上というのはマッチしているのです。実際に途上国において、既にスマホのアプリとNPOとNGOをつないだ形で女性の暴力のインシデントをネットワーク化して情報提供するようなアプリですとか、デジタルスキルの向上のための教育などが行われていきまして、こちらのデジタルスキルの向上のためのプロジェクトですと、現地NGOですとか、相当の経験を持っている日本のNGOもあります。

もちろん日本の企業さんもDXについて経験がありますので、これらのウィンウィンの形での連携をぜひともこのオファー型の中でも進めていただいて、また、開発プラットフォームというところで、まだその形が決まっていなくても、NGOが入るのは当然というありがたい言葉を先ほどいただきましたので、ここで女性のDXのための関わっているNGOを、ぜひ日本も途上国でも入れていただきたいと考えます。

もう一つ、GXのほうでも先ほど稲場さんからお話がありましたけれども、この分野でも様々なNGOが日本も含めて途上国でも関わっています。これらの分野で既にビジネス、国際的なNGOとの連携もかなり進んでいます。日本の企業さんでも現地のNGOとGXの分野ではないですけれども、協力を進めていいプロジェクトをやっているところがたくさんありますので、ぜひともこの開発プラットフォームにNGOをたくさんインバイトしてほしいと思います。お願いします。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

ありがとうございます。では、堀江さん、簡潔にお願いします。

●堀江（（公社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー部部長）

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの堀江と申します。私も柴田さんとともにSDGsジャパンの開発ユニットの幹事も務めております。

4番目の観点に関連して、人権デューデリジェンスのところですが、グローバルサウスとの連携強化で挙げられている経済強靱化ですとか、DXといった際に、現地のコミュニティーや人々にとっての人権侵害、あるいは環境破壊につながらないかということが非常に気になっております。といいますのも、ここで挙げられている重要鉱物資源に対する公平なアクセスといったところ、鉱物資源の採掘というのは非常に深刻な人権侵害が特に指摘されている分野ですし、あと、デジタル化の促進においては個人情報ですとか、子どもへの安全性といったリスクなども一つの側面としてあると考えられます。

Do No Harm、負の影響をなくすという観点からは、先ほど若林さんからもありましたけれども、人権デューデリジェンスやリスクアセスメントのプロセスを、しっかりとプロセスとして導入いただく必要があるかと思っておりますし、そのプロセスの中には現地のコミュニティーやNGOの参画、ここの提言全体を通して、NGOや現地の参画を提言しておりますけ

れども、人権デューデリジェンスの中にもしっかりと参画ということを確認いただくことが不可欠ではないかと思っております。お考えを伺えればと思います。よろしく願いいたします。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

ありがとうございます。岡島さん、簡潔にお願いします。

●岡島（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 理事）

私から2点ございます。

今回、オファー型支援の導入が設けられる対話のプラットフォームということで、外務省のほうからNGO側からの参画は十分ありというお答えいただいて、とても安心をしております。一方で、具体的にどのように参画していくのかということとはなかなかイメージ形成ができませんでした。したがって、今後、どのようなタイミングでNGOの参画を依頼してきてくださるのかということについて、いつ、どんな形でプラットフォームの枠組みができるのかとか、情報共有いただきたいです。

もう一つは、グローバルサウスとの政策対話と交流の機会の増加ということについてです。これについては在外公館ベースで現地のNGOネットワークとの対話が行われているのでしょうか。そういう方針だと理解をしましたが、それでよかったのでしょうかということを確認です。御省としては現地のNGOネットワークとの対話の実績とか、あるいはその成果をどのように確認して、いつぐらいに我々に共有いただけますでしょうか。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

ありがとうございます。それでは、五十嵐首席、お願いします。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

いろいろな分野にわたったのですけれども、まず申し上げたいところとしては、先ほどオファー型協力のプラットフォームにNGOが参加していただくのは当然と申し上げ、そこはあくまでもそれが非常にいい形になり得るという場合ということなのは当然なわけですし、場を設けることが目的ではないのです。そこははっきりと申し上げたいと思います。

ある国にとっての開発協力といいますか、成長における課題、経済発展もそうですし、稲場さんの御指摘のとおり、社会開発に当たっての課題に対してどう解決できるか、ここをきちんと考えていく上で、もちろんNGOに関しても知見を生かして関わっていただけるということに意義がある場であれば、当然入っていただくことが望ましいと考えているところです。

どういうところに意義があるのか、あるいはどういうときだったら具体的に入ってもらえるのかというのは、一般論としてはケースバイケースだと思います。御質問があったとおり、現地ベースでの対話、現地ベースでの議論をやっていくのが一番重要だろうと私も考えております。具体的な話に落とし込んでいかなければ、ある程度のところの認識のすり合わせは、たとえこういった東京での会議でできたとしても、実際にどういう形で落とし込んでいくか、そこができないと意味がないと思います。

その関連で申し上げますと、人権デューディリジェンス、あるいは堀江さんがおっしゃっていた様々なリスクに対してどう応えていくか。阿部さんがおっしゃっていたようなデジタルが持つ可能性もある一方で、戦略文書の中でもお示ししている気候変動、DX、経済強靱化、資源関連を進めていく中でのリスクに対してどう応えていくか。ここはきちんとやっていく必要があると思います。

あるいは、そのリスクに応えながらどういうアプローチが可能なのか、言い方はよくないですが、いわゆる欧米的な発想で、これがいいのだと、例えば再生可能エネルギーであれば、このやり方がいいのだということだけを、言ってみたら途上国に対して、これがスタンダードです、これに従うのだったら支援をしますけれども、そうでなければ支援しませんというようなやり方ではなく、途上国の現状に応じた形、相手国側の課題に対してきちんと踏まえた形でアプローチするというのは、人間の安全保障の一番根幹でもあり、日本がこれまでやってきた開発協力の在り方だと思います。

そういう意味では、そこに対しての手当をどのようにやっていくことが望ましいか、その点について、NGOが持っている知見、現地できちんとその人たちと関わっているからこそ見えるというのは非常に重要な視点ですし、それを入れることで、このリスクを例えば回避できる、それを入れることで、例えば実は開発効果がこういった形で出るというようなものを示していただけることができるのであれば、それは非常に有意義な可能性として、オファー型協力の議論の中でもやっていく価値があるのではないかと考えております。

稲場さんの御指摘の社会開発の重要性というのは当然認識しております。この資料においてなぜ言及されていないのかということ申し上げますと、率直に申し上げますと、力点の置きどころ、あるいはどの段階のものまでここに全部書ききれぬか。当然、人間の安全保障も社会開発の重要性も書ききれぬのであれば書いたほうが望ましいというのはおっしゃるとおりです。

逆に申し上げますと、人道支援、人道危機、経済成長、経済安全保障と分けてはいますが、まさにGRFで議論されているとおり、人道と開発と平和というネクサスが一番大事なのです。社会開発というのは通底するものなのです。ですので、必ずしも人道危機だけについて述べているということではなくて、また、経済成長というところで経済開発だけについて述べているわけでもなく、これらに通底するものとして、経済社会開発と我々は言わせていただいておりますけれども、おっしゃるとおり、表裏一体だと思います。

そこをきちんと確保した上で経済成長を遂げていくということが重要であって、その中では当然保健、おっしゃられたようにUHC、結局はこれがきちんと確保されなければ中長期的な成長がなかなか持続可能にはならない。危機が起こるたび、パンデミックのたびにそこにお金を入れて対応するというだけでは、結局途上国にとっての持続可能な成長は達成できない。だからこそ、経済安全保障というのは日本にとってもそうですけれども、途上国にとっての経済安全保障という視点もあるわけです。保健物品がコロナのときに結局行き渡らなかった。そこに対して、どうやって地域に対して、その中である程度回るような

サプライチェーンの体制、そして、地域のサプライチェーンとグローバルなサプライチェーンをつくっていくか、そういった視点を持って日本として関わっていくことが非常に重要だと考えているところです。

経済強靱化のところでも残念ながら確かに言葉足らずといえますか、なかなか十分に書ききれないところがありますけれども、もちろん鉱物資源開発に伴うリスクも認識した上で、先ほども少し申し上げましたけれども、単にその産業だけが発展すればいいということではない。その国が持続可能な形でやっていくためには、当然教育ですとか、そういったところも必要なわけで、それらを組み合わせた上で、相手国にとって日本がある種信頼のおけるパートナーとしてきちんと関わっていける。そういうことを目指しているのがグローバルサウスに対しての考え方の一番根底にあるところというのは御理解いただきたいと考えています。

あとは、少し言い訳にはなってしまう部分ですけれども、途上国、あるいはグローバルサウスという言い方をしたときに、各国はあまりにも多様なのです。そこは皆さん御自身が重々現場で実感されているところだと思います。

それに対して一つだけのアプローチを単に示すということではどうしても難しい。あるアプローチが有効なところもあり、そうでないところもある、あるいは少しやり方を変えたり、そういうことも必要な部分が非常に多く、そういう意味では、この戦略文章の中で、やや言葉足らずと申し上げたのは、なかなか一つに決めきれない。これを入れろということ、ある種、条件としてしまうことも相手国との関係を考えるとなかなか難しい。

そういう意味では、今のこの書き方の中で特定の、例えば人権ですとか、それも各国によって捉え方というのは様々で、なかなかそこに対して、もちろん普遍的な価値というのは当然尊重されるべきですけれども、全てに関して、相手国の立場・視点を無視して、日本のこれというようなものを押しつける形にはできないところもあって、このような考え方で整理させていただいているところがございます。

問題意識を広めに拾ってお答えさせていただきました。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

また後で確認しますけれども、時間が押しているので簡潔に。

○松田（外務省 民間援助連携室 室長）

私は稲場さんの御指摘をちゃんと理解していないかもしれないのですけれども、N連において、脱炭素技術海外展開イニシアティブのところ、これを特出ししているということは特にはないです。

●稲場（（特活）アフリカ日本協議会 共同代表）

実際に、特出ししているではないですか。だって、オファー型協力の紙において、これしか書いていないわけですから。NGO連携無償というものが全体としてあるにもかかわらず、オファー型協力のポンチ絵には、「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」しか出ていないわけです。それはよくないのではないですか。NGOは総合的に社会開発ということに取

り組んでいるわけだから、NGOの協力といったときに「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」だけを書くというのは、適切なことではない。

やはりNGO連携無償というのは、例えば50億、60億のお金を出している。ジャパン・プラットフォームを足せば120億のお金を出している。ここでどういう可能性があるのか、それを例えば経済との関係といったときに、「脱炭素技術海外展開イニシアティブ」のような、いわば「特定のリストに載っている日本企業の製品をNGOが拡散してくれますよ」と、それだけしか書いていないとなると、NGOという主体は一体どこにあるのか。NGOが主体的に例えばオファー型協力に入っていくって、そして、経済界と連携をして何かをするといったときに、このメニューだけではなくて、もっとたくさんのメニューがあるはずなのです。その総合的な戦略をちゃんと共創しなくてはいけないのです。このことしか書いてなかったら、オファー型協力という可能性がNGOとしては「ない」という話になりかねないです。どのような可能性を追求するのかというところをより広めに書いていただいたほうがいいのではないですかという話をしているのです。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

オファー型協力の文脈ですね。オファー型協力で脱炭素技術海外展開イニシアティブを書かせていただいたというのは、分かりやすい例として一つ挙げたところ以上でも以下でもなく、そういう意味ではおっしゃるとおり、いろいろな可能性はある。私は個人的に栄養分野を結構やっていたところからすれば、NGOの中で、まさにコミュニティーに密着した形での栄養改善の取組をやられているところ、そういったところもありますし、そこと連携する形で、例えば有名なところだと味の素さんとコラボするとか、栄養士制度ですとか、そういったところをきちんと現地化していくとか、現地の中で普及していくというアプローチも十分可能性としてあります。

ただ、それがもう少し、オファー型協力としてやっていくときに、全体像の中でどういう役割を果たしていけるか、その部分に関して、先ほどもう少し具体的な効果ですとか、こういう意義があるというものを示していただければと申しましたけれども、大きな絵の中のこの果たす役割というのがこれだけあるということをお互い認識し合うことが一番重要かなと思います。

そういう意味では、決して排除するという事ではないですし、気候変動のところは今回は重点分野として挙げていますけれども、それに限られるものでは必ずしもなく、将来的に考えていった場合に、栄養と申し上げたのは私の個人的なものですけれども、いろいろな可能性はあると思います。先ほどお話にもありましたデジタルなどは、実は社会開発との関連性で言えば、非常に大きな可能性を持っているところでもありますので、デジタル分野における様々な活動の中での活用、あるいは普及、その中で、先ほど申し上げたリスクに対しての回避ですとか、ある程度リスクリテラシーとか、そういったところについての普及、あるいは理解というのは単にお金を入れればできるというものでもなく、そこに対してNGOが果たす役割は大きいかなと考えております。

●稲場（（特活）アフリカ日本協議会 共同代表）

栄養とか水衛生、あるいは保健分野においても、よりNGOの能動性を生かし、なおかつ民間企業の能動性も生かしたような連携というのは絶対あるはずで、残念ながら、脱炭素技術海外展開イニシアティブは、逆に言うと、NGOの能動性を生かした形でつくられているようには我々は見えていない。

その点でいったときに、実際には例えば水衛生などに関して言えば、それこそNGOと日本の地方自治体の高い水衛生、水管理の能力みたいなものを生かしてどう連携するのかというのは、例えばこういったイニシアティブを共創することができるわけです。そのような文脈で、どんどん能動性を生かした形での取組を増やしていくということ言えば、これだけを書くのではなくて、何らかの形でしっかり、そういったNGOと民間企業と政府の連携による共創というものを、しっかりオファー型協力の中に書き込むというのは非常に大事なことだと思うので、一つだけを取り出してやるのではなくて、より総合的な形で政策化・戦略化するというところをプッシュしていただけるとありがたいです。それでこそ、逆に言うと、NGOとしては、よりしっかりやる気になってくるのではないかという部分がありますので、ぜひその辺をお願いしたいと思います。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

ありがとうございます。時間が押しているので、今の御質問に全部答えている感じはないのですが、先に行つてよろしいでしょうか。例えば岡島さんのNGOの参加、具体的にどのようにするのかということも御質問に答えていらっしゃらない。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

端的に申し上げれば、現場ベースでということでお答えしたつもりです。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

分かりました。では、まだ質疑が足りないところもあるかもしれませんが、残り3つございますので進めさせていただきたいと思います。

それでは、4番目の「インドG20サミットの評価、ブラジルG20サミットへの期待及び市民社会による提言」について、堀内さん、大変申し訳ないですがけれども、少し簡潔によろしくをお願いします。

（4）インドG20サミットの評価、ブラジルG20サミットへの期待及び市民社会による提言

●堀内（（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）シニア・アドボカシー・オフィサー）

御紹介いただきました国際協力NGOセンター（JANIC）の堀内と申します。私から表題の議題で簡潔に御説明いたします。

背景としては今年9月にインドのニューデリーでG20サミットが開催されました。来年は議長国をブラジルが務めて、11月に首脳会合が予定されております。こういったG20サミットに向けては、世界的な市民社会が関わっておりまして、C20サミット、Peoples 20アッセンブリーが今年インドで開催されております。

御承知のとおり、G20というのはグローバルサウスの国々が多く参加しております。また、

今年のG20の特徴としてアフリカ連合が正式に参加することが決定したり、また、グローバルサウスの国々が多く占めるBRICs首脳会合においても、そのメンバーシップが拡大されたりするということがありましたので、様々な国際会議に多くのグローバルサウスの国が参加するようになっていくところです。

一方、今年、日本政府はG7サミットの議長国を務めておりまして、ここに書いている8か国をゲスト国として招待し、首脳会合においても「パートナーとの関与の強化（グローバルサウス、G20）」セッションが開催されております。G20サミットに出席した岸田総理大臣は、気候・エネルギーに関連して先進国全体で年間1000億ドルを動員する目標は本年中に達成される見込みであることを紹介しつつ、今後、能力を有する全ての締約国及びステークホルダーによる資金導入の貢献も重要である旨を述べたと報道されております。

その後、御承知のとおり、10月にはグローバルサウス諸国との連携強化推進会議が開催されたということです。こういったグローバルサウスの連携について、日本政府の中でも会議が設置されておりますし、来年以降もG20サミット、G7サミットのメンバーの一つとして関わっていくという観点から本日の議題を採り上げます。

事前質問として、ここに書いているとお送りしておりますが、グローバルサウス諸国との連携強化推進会議の議事録では、岸田総理大臣から発言がありましたが、G20サミットについては特に言及がなかったと承知しておりますので、外務省としてG20サミットへの関与と推進会議の議論をどのように関連づけていくのかというのを伺いたいと思っております。その上で、本日は議題の論点として3点挙げております。

1点目が、今年のG20のニューデリーサミットの結果の概要について御報告いただきたいということ。

2つ目が、ブラジルが議長国となる来年のG20サミットにおいて、日本政府として特に強調したい政策課題、特に岸田首相の発言に関連して、気候・エネルギーに関する資金動員について御説明いただきたいと思っております。

また、この議題を作成している間に、アラブ首長国連邦において、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）が開催されておりますけれども、そこで、日本政府としてはロス&ダメージに対する1000万ドルを拠出する用意がある旨を表明しておりますし、岸田総理大臣は、世界銀行とアジア開発銀行に信用補完の供与を通じた合計約90億ドル規模の融資余力拡大に貢献する用意があること及びアフリカ開発銀行の新基金へも貢献することを明らかにしたということで、これはまさに発言があった能力を有する全ての締約国及びステークホルダーによる資金導入の貢献に関する発言だと思っておりますので、それに関して具体的な拠出計画を伺えればと思っております。

3点目の論点は、先ほど紹介した市民社会のG20サミットへの提言活動として、C20及びそれを補完するプロセスとしてPeoples' 20が開催されました。C20は、「今日世界で直面している多面的な危機からの持続的な回復には金融資本とグローバルな金融構造が地球上の人間やその他の生物の生活において果たす役割を根本的に変えることが必要である」とい

う認識の下で活動しています。

Peoples' 20はC20を補完するプロセスとして、G20及びG20以外の国々に影響を及ぼす様々な世界的危機や課題に直面する中で、人々の関心、人権、そして、地球の保護を提唱しております。また、G20諸国が経済的・社会的困窮や排除、不平等、武力紛争、軍事化、保健、教育、食糧、エネルギー、気候に関する危機に適切に対応することを求めているという趣旨で活動しています。

もう一つの資料を紹介いたします。C20の政策提言書の概要の紹介です。こちらの資料については読んでいただければと思います。概要の紹介と目次及びC20のガバナンスについて紹介しております。

世界の市民社会が運営に関わっており、特にグローバルサウス、インドと前年の議長国であるインドネシア、来年の議長国であるブラジルの市民社会を中心に運営委員を務めております。私も日本のC7を代表して運営委員を務めております。

この中で、気候資金に関する提言というのは以下のとおりです。幾つか紹介いたします。

世界銀行グループが支援を表明していますが、現在の気候変動ファイナンスの仕組みというのは、発展途上で気候変動に対して最も脆弱な経済圏においては非効率に分配されているということで、G20は気候変動資金における管理及び非営利セクター間の協力を促進し、気候変動対策の幅と効果を高めるためのパートナーシップを促進する国内政策を確立すべきであるということ。各国政府は緊急資金調達メカニズムを強化し、タイムリーな支援を提供すべきであること。各国政府は気候変動の緩和と提供のための具体的な資金調達を拡大し、資金の効果的な配分と分配において包括的な社会整備を確保すべきであること。各国政府がトレードオフでシナジーを特定するようということ、気候適応の基準を策定するということ求めています。

Peoples' 20の概要と目次、そして、ガバナンスについても紹介しております。私はPeoples' 20の共同議長も務めております。こちらの気候資金に関する提言は、途上国の適応資金のニーズというのは、2030年までに約1400億ドルから3000億ドルが見積もられておりますが、世界の民間及び公的な気候変動資金の流れに適応しているのは7%しか組み立っていないということで、G20諸国による支援、特に全ての気候変動資金は、GNIの0.7%に達せられるよう、ODAに追加される新規なものでなければならない。既存のODAではなくて、新規でこういった資金を動員すべきと求めています。

加えて、ODAはそもそも不足しているので、0.7%の目標を達成するということですが、新たに今回策定されました損失と損害の資金メカニズムに資金を割り当てること、気候変動資金は国際金融機関から独立した民主的な世界基金を通じて調達されるべきである、富裕国からその点を拡大するための新たな手段を活用すること、公平で民主的なコストシステムへ転換をすべきであるということ、こういったことを提言しているのが市民社会の活動でございます。

以上、私からの議題発表です。これについての回答をよろしくお願いいたします。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

堀内さん、簡潔に説明していただきましてありがとうございます。それでは、外務省のほうからお答えいただければと思います。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

今回、外務省経済局政策課の柴田首席事務官に来ていただいております。柴田首席、よろしく申し上げます。

○柴田（外務省 経済局 政策課 首席事務官）

よろしくお願ひいたします。

まず、前回のこの協議会には国際協力局の政策課の首席として、夏に行う予定の令和6年度概算要求の見通しについて御説明をさせていただいております。今度はまた違った立場で、夏の終わりに経済局のほうに異動いたしましたけれども、こういう機会ですらに皆さんにお会いできるのは非常にありがたく思っております。

国際協力局に3年おりましたけれども、その間に、先ほど私の後任の五十嵐首席からも御紹介をさしあげたような開発協力大綱の改定やオファー型支援を進めていくというような新しいODA施策の方向性を、それこそ、この場におられる稲場さんにも委員を務めていただいたような有識者会議を踏まえて、何とかまとめ上げたところで卒業となってしまったので、その後の議論等を私もここで今拝聴していて心強く思った次第です。

外務省の人間はよく市民社会の皆さんから、2～3年で担当がコロコロ変わってというお話をいただきますけれども、私はアフリカ部で2年TICADをやりまして、国際協力局で3年ODAをやりまして、経済局で今度はG20という形で、場所は移動すれども、省内リボルピングドアのように、いろいろな場所で市民社会の皆さんから経済・社会をどのように国際的によくしていくかと、世界の特に途上国をはじめとする社会経済開発をどうやって推進していくかというのをそれぞれの立場からやっていて、かつ、それらがちゃんと日本の全体的な利益にもはね返ってくるように、我々一人一人の安心安全につながるということと仕事をしていますという口上を述べた上で、本日議題としていただいているG20、まずは9月に行われたニューデリーサミットの概要を簡潔に御説明いたします。もし、資料投影が可能であればお願ひをいたします。

インドが議長国でございました「一つの地球、一つの家族、一つの未来」ということで、9月にニューデリーでサミットを行うということで、G7サミットの議長国を日本が今年務めておりましたので、このG7で議論したことの中で、特に開発系の話題、食料安全保障や気候、エネルギー、保健といったインドもG20議長国として重視しているようなところについて、G7とG20の連携をよくしていこう、あるいはG7の成果をG20にしっかりと反映させていこうということ意識して臨んだ1年でありました。

G20のニューデリーでまとまった首脳宣言の中でも、インドが重視をしていた食料安全保障や保健といった部分で、G7の成果を踏まえたものという形でつくることができましたし、地政学的な部分については当然G7での議論よりもG20として文書をまとめることのほ

うが難しいわけです。それはとりもなおさず、当のロシア自身がG20のメンバーであるということにも影響されるのですけれども、ウクライナにおける包括的、公正かつ恒久的な平和をはじめとする文言が盛り込まれた形で発出できたと考えております。

総理からは、まさに複合的危機に直面する国際社会という開発協力大綱の前文にも書きましたけれども、今、我々が置かれている厳しい情勢・認識を書かせていただいております。G20というのは、もともと経済協力を議論するプレミアムフォーラムでありましたけれども、まさに経済協力の土台を揺るがすような、平和、自由、安定、そうした国際秩序を揺るがすような事態が起きているという危機感を持った上で議論に臨みました。

食料・エネルギーの話、サプライチェーンの強靱化、そして、これもインドの重点課題の一つでしたけれども、多国間の枠組みをしっかりと機能させる。MDBs、国際開発金融機関もそうですし、WTOのような自由貿易の枠組みといったものもそうです。いずれにしてもそのルールに基づく自由で公正なシステムをしっかりと強固なものにしていこうということを書きました。

SDGsについても、この進捗に対する危機感を述べるとともに、インドが特に強調している農業、そして、穀物、食料安全保障のところに重点的に言及いたしました。

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序というところ、これはロシアをすごく意識をして申し上げたところでございます。

また、環境についてもブルー・オーシャン・ビジョンというG20大阪の際に打ち出したものをしっかりと推進していこうというようなことを言及してございます。

気候・エネルギーに関しては、先ほどCOP28の話がありましたけれども、これはCOPをおおむね2か月半ぐらいに控えての発言でありました。こういうところで日本がG20の場で、COPでの成果に向けた機運を醸成するために、ここでしっかりと脱炭素経済への転換、ネットゼロというものを打ち出していく。また、資金動員の話も先ほどありましたけれども、ここでも先行的に打ち出していたところでございます。

ALPS処理水については、まさに一部の国において輸入規制が強化される、そして、それが科学的・客観的な証拠に基づいていないということがありましたので、まさにそうした国もG20の場にいたわけですので、そうしたところで、海洋放出についての説明も行ったところでございます。

さらに、アフリカ連合のG20の加盟については改めて支持を表明、私も先ほど申し上げたように、AUCを共催者とするTICADプロセスと一緒にやっていた人間として、G20にもAUが入るということは、個人的にも感慨深いものがありました。G20の中で、特に途上国の債務問題というところについては、この債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）、そして、それを超えた共通枠組みということ、これらによって迅速な債務再編をしていくことが重要である。透明で公正な開発金融というのが必要だということで、G20の場でこういうことを発言するということは、すなわち、その場に不透明で不公正な開発金融を行っている指摘されているような国もいるかもしれないというところで、日本からこういう発言をすること

は一定の意義を持っているのだらうと思っています。

多国間システム改革の中で、まさに我々は安保理改革というのはインドと一緒にG4として安保理改革の決議案をつくったり、一緒にやってきていますので、まさにそういうグローバルガバナンスを一緒にやっていこうというところでございます。保健、デジタル、国際課税についても、これまで打ち出してきたもの、G7の広島サミットでも日本がかなり力を入れた部分でございますので、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジはもうジャパンブランドになっているというように言ってくださるような方たちもいますし、このDFFT、そして、生成AIの話なども、G7議長国として日本が割とプロセスを引っ張ってきたと考えられているようなところがございますので、そういった点に力点を置きながら説明を総理のほうからさしあげました。

成果文書のほうは長くなりますので、概要のみにとどめますけれども、ウクライナの部分、そして、この食料・エネルギー安全保障を維持する必要がある、領土一体性と主権を含む国際法の諸原則が守られる必要があるということを前文で強く述べております。

セクションAについては包摂的な成長というところ、セクションBはSDGsの進捗の加速、そして、セクションCが持続可能な将来のためのグリーン開発、セクションDが多国間機関、その後E、F、G、H、I、Jと、各分野における議論の成果が続いていて、結がブラジルということでございます。

G7は12月、一応まだ今この瞬間の議長国は日本で、来月からイタリアにバトンタッチという形にはなるのですが、G20のほうは11月末で議長国が変わって、12月は既にブラジルが議長国ということで、今まさにこの瞬間、我々のG20の交渉チームがブラジルに行って、1回目のG20のシェルパ会議という形でキックオフをしております。

ブラジルの優先課題というのは、まだこれからだんだんとコンセプトノートなどが出てきたりして我々の知るところとなるころだと思えます。今の時点で見えていることは、それこそこのG20の際にブラジルのルーラ大統領が言ったようなことに集約されているのだらうと思えます。インド、ブラジルと両方ともBRICsといわれるような力を非常につけている途上国の雄であるという意味において、この重点課題が開発であるとか、食料安全保障であるとかに置かれるというのは大きくは変わらないころだと思えます。

その中で、特にブラジルが強調しているところは、この9月のサミットの後、締めくくりとして11月22日、オンラインでG20は首脳会議をやっています。そこでブラジルのルーラ大統領がしゃべったことにヒントがあると思えます。特に強調していたのは格差の是正であると、reduction of inequalitiesというような形で書かれていて、何回も出てくるので、この格差というものをどのように対処していくのかというところが、恐らくブラジル自身にとっても、これは国内の社会経済上の安定を脅かすようなものになってきているということでもありますし、各国内のみならず、途上国間の経済格差、先進国と途上国という格差のみならず、途上国間の格差もありますし、途上国内、それぞれの国内における経済社会格差というのが不安要因になっているというところに対する恐らく危機感なのだらうと

思います。

そのほか、気候変動についても引き続き資金動員の重要性というようなことが述べられていますので、恐らくそれらについては引き続きブラジルの優先課題として進んでいくのだろうと思っています。COPのところの資金変動については、この動員の在り方について、本来、この場で我々の仲間である気候変動課の人間がお答えすべきところかもしれませんが、ちょうど今週の頭にCOPの全てのプロセスが終わって、まだ戻ってきている途中のものだったりもするというので、いろいろと関係している人間から聞いた上で、私が預かって御説明をさしあげます。

COPにおいてはいわゆるロスダメについての基金、そして、新たな資金措置の運用化という決定を採択されまして、これが全ての国による幅広い資金源により支えられるべきであろうということで、この基金に対しては資金が新興国を含む幅広いところから貢献が行われることをもちろん期待しております。

その上で、日本として基金を立ち上げの経費として1000万ドルの拠出を行うということを表示いたしました。具体的な拠出のタイミング、拠出方法は、これから恐らく検討されるものと承知をしておりますけれども、先ほどC20の議論でもあったとおり、政府だけ、あるいはODAだけでどうしても賄えない資金ニーズ、開発ニーズというのがあって、このギャップをどれだけ埋めるか、これは開発協力大綱の改定の際にも民間資金動員というものをどれだけ政府が誘導できるか。およそ指示をするような関係にはないですけれども、どうやってインセンティブをつくり、あるいはどうやってナッジしていくかというところがかなり議論になったと思います。引き続きそこは気候変動フロントであれ、開発フロントであれ、あるいは私のいるようなG20、G7のフロントであれ、1年明けて2024年ブラジル議長国の中でも、そういった議論は引き続き続けていこうと考えているところです。

漏れがあったりしたら、また御指摘をいただければと思いますけれども、私のほうからは以上です。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

ありがとうございます。それでは、堀内さんのほうから、さらに今の御説明について不十分な点、不明確な点、何か感じたことがあればと思いますし、フロアのほうから何か御質問・御意見があれば、簡潔に、手を挙げてお願いいたします。

まず、堀内さん、どうぞ。

●堀内（（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）シニア・アドボカシー・オフィサー）

私から1点だけ。ブラジルG20に対して想定される期待について御説明いただき、ありがとうございます。

格差について、ブラジル政府としてかなり関心を持っているということ、そこに参加する日本政府としてもここが優先だと思って取り組んでいくべき課題なので、ぜひ活発な議論、そして、具体的な対応策が議論されることを期待しております。

C20は来年ブラジルでも引き続き活動をされます。エンゲージメントグループは全部で

12ありまして、その中の一つはC20です。このエンゲージメントグループはG20サミットの議論をより幅広いもの、より豊かなものにするために社会の様々なステークホルダーの意見を反映させるメカニズムとして定着しているものです。

引き続き、ブラジル政府を中心として市民社会をはじめとするエンゲージメントグループの協議や対応がされると承知をしておりますし、ぜひそこに今日のような協議会に参加しているような日本の市民社会にも参加していただければと思っています。

ブラジルG20の特徴として、それぞれのエンゲージメントグループもさることながら、来年11月の首脳会合の直前に「G20ソーシャル」と呼ばれる特別なイベントが開かれることを聞いております。これはエンゲージメントグループが全て集まって、G20諸国と対話するそうです。C20サミットのように、エンゲージメントグループによるサミットとは別に、「G20ソーシャル」という特別な会合を開くということですので、このプロセスも引き続き関心を持って取り組めればと思っています。私から以上です。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

ありがとうございます。柴田首席におかれましては、ぜひC7、C20というオフィシャルエンゲージメントグループへの対応もよろしくお願いいたします。

フロアから簡潔に御質問・御意見はありますか。なければ、次に進みたいのですけれども、よろしいでしょうか。ないようですので、柴田首席、ありがとうございます。

○柴田（外務省 経済局 政策課 首席事務官）

引き続きよろしくお願いいたします。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

続きまして、5番目「日本における難民認定申請者の保護措置及び予算について」ということで、メドゥサン・デュ・モンド ジャポンの米良さん、よろしくお願いいたします。

（5）日本における難民認定申請者の保護措置及び予算について

●米良（（特活）メドゥサン・デュ・モンド ジャпон（世界の医療団） 事務局長）

今、紹介のありましたメドゥサン・デュ・モンド ジャポンの事務局長の米良と申します。今日はよろしくお願いいたします。

時間も押しているので簡単に、なぜ国際協力の団体、しかも医療の団体がこういったこととお話ししているかという背景を少しだけお話させていただきますと、我々は世界中17か国に拠点を置きながら、医療につながらない人を医療につなげるということをやっております。ここ日本におきましても2010年ぐらいから、東京都池袋に拠点を置きながら、路上生活、ホームレス状態の皆様へ医療提供というか、生活相談と健康相談を行ってまいりました。ところが、コロナ禍の後、コロナのときからですが、だんだん医療相談会に来られる方が変わってきたというところで今日の議題に上げているところになります。

アフターコロナで海外からの入国者が増えるのと比例して難民申請者の数も増えていると聞いております。そもそも難民申請をされているという皆さんは非常に困難な状況を逃

れるために日本に来て、所持金も尽きて、今、どういう状況かという、支援団体に駆け込みで行かれています。行き場所がなくなり公園で野宿せざるを得ないという状況になっている方が多いと聞いております。

難民申請のための公的生活支援というのは、いわゆる保護費ということでODAからも出ているわけですが、現状では支給されるまでの期間が非常に長い。就労もできない状態では生活費が払えないで、行き場を失っている人がどんどん増えているということで、この問題意識があって挙げております。

質問を私から4点挙げておりますが、1番と2番は予算に関する事で近いものかと思うので、まとめてお答えいただいても結構だと思います。今年度においては補正予算が2.2億というのは承認されて、ウェブでも見たのですが、その内訳をぜひ教えていただきたい。特に住居の提供です。増額というのが検討されているかどうかというところに一つポイントを置いています。なぜならば、例えばウクライナ避難民の皆様への住居支援などに関しましては行政もかなり踏み込んでいろいろ措置が置かれているため、御本人たちにかかる負担は非常に軽減されているというところで、いろいろな理由で自分の国を離れてきた人たちに差があってはならないという問題意識もあります。ということで、この補正予算の2.2億の内訳をぜひ教えていただければと思います。

それに併せて、2番目の質問で、令和6年度の予算で4.7億と認識しておりますが、こちらのほうの内訳もぜひ教えていただければと思います。また住居のお話になりますが、来年度の業務委託先を決定するためのいろいろ企画競争などが実施されていると思いますが、公開された仕様書を見てみますと、住居費の減額が予定されていると読み取れてまいります。今申し上げたとおり、出身国によってこういった対応の差がないように、ぜひお願いしたいと思います。皆さんも御存じのように、JICAのアフガニスタン職員だった方、114名の方は、かなり早いスピードで難民認定も下りたという認識です。そのほかのまだまだそういった申請を待っている人たちにも同等の対応をお願いしたいなと思っております。

来年度の予算に関しましては、ここに書いている受給者の合計というか、総数の増加だけではなくて、申請のスピードに関しては、難民事業本部の方にかかる負担などもあるのではないかとということで、そういった方の増員というのはどうお考えかということです。保護費支給までの期間短縮というのはどのように可能かどうかというのを検討いただければと思っております。

残りの2つは、どちらかという、今実際に開催されているグローバル難民フォーラムでのお話にもなりますが、上川大臣のスピーチの中でも日本国内での取組を取り上げられておりますが、具体的にどのように今後、ウクライナの方、それから、例えばここに挙げられているシリア難民の方だけではなくて、そのほかの皆様、ほかの国民と同様に医療サービスとか、住居のサービスがどのように提供されるか、保護するという観点から、何かポイントがあれば教えていただきたい。

最後に、昨年の入管法改正で申請を却下された方の強制送還が可能になっているという

ことに関して、ノン・ルフールマン原則に反するものではないかと、これもかなり議論がされてきたことではあると思いますが、改めてこの条約の解釈というか、そういったものを教えていただけるようであれば、ぜひこれを機にお願いしたいと思っております。

このノン・ルフールマン原則に関しては、国会のほうでも議論されていたとは思いますが、特に認定を行うべき相当の理由がある資料というところについて、相当の理由のある資料とは具体的にどういうものかというのが示されない限り、なかなかそういったものが出てこないのではないかなと思います。ちょっと駆け足ですが、どうぞよろしく申し上げます。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

ありがとうございます。今、ちょうど予定された時間になってしまいまして、15～20分ぐらい延ばして、もう一つ重要な議題もありますのでよろしいでしょうか。

そういう観点から、簡潔にお答えいただけたらありがたいと思います。とりわけ2.2億と4.7億の内訳は絶対に聞きたいということで、よろしく申し上げます。

○池田（外務省 総合外交政策局 人権人道課 首席事務官）

よろしく申し上げます。簡潔にということで、可能な限り簡潔に答えたいと思います。

いろいろ質問をいただいたのですけれども、私は外務省の総合外交政策局の人権人道課でございまして、難民認定申請者への支援を含めて人権人道課のほうで見ております。

御案内のとおり、外務省は国際的な道義的責任として、まさに難民認定申請者の方々の中で生活に困窮するの方々に対して、事業の委託先である難民事業本部（RHQ）という団体を通じまして、おっしゃったように、生活費とか住居費とか医療費、こうした保護費の支給を行ったりとか、さらに当面の住居を自力で確保できない人には、緊急性とか必要性などを判断した上で緊急宿泊施設を提供しています。

冒頭にいろいろ個別の方々事情の話もいただきましたけれども、今、政府の立場として、プライバシーの問題とか、まさに難民申請者という方々の性質というか、その方々が抱える事情もありますので、個別の具体的な話は申し上げませんが、ただ、RHQと人権人道課は本当に毎日やり取りをして、対面で相談をしながら、難民申請者の方々の適正な保護ができるように努めているところでして、必要な人に必要なタイミングで必要な支援が届くように努めるところでございます。

その上で、具体的な質問でございますけれども、補正予算ではおっしゃるとおり2.2億円の難民申請者保護事業等の補正予算を御承認いただきました。この内訳は今後の契約とかにも関わってきますので詳細には申し上げられませんが、今おっしゃられた緊急宿泊施設にかかる経費とか保護費、こうしたものを含めた必要な経費として約2.2億円を計上しているところでございます。

それから、2つ目に御質問をいただいた令和6年度予算の通常予算の4.7億円という額ですけれども、これもまだ国会の御審議もありますし、確定したものではありません。その上で、さらに今後の契約もありますので細かい内訳というのはなかなか出せないの

すけれども、これはまさに難民認定申請者保護事業等、この保護事業の他にあと、別途難民相談事業もあるのでありますが、これを合わせた事業として今4.7億円としておりまして、その内訳は申し上げたとおり、細かい内訳は申し上げられないのですが、宿泊施設の経費とか保護費を含めているものでございます。

次にいただいた御質問、来年度予算に当たっての難民認定について、難民認定自体は入管さんが難民条約に基づいて適切に判断されていると思うので、我々がお答えする立場ではないのですが、もちろん先ほど申し上げたとおり、RHQにおいては必要な人に必要なタイミングで保護費とかが届くように努めていまして、我々も緊密に連携しながら適切に努めてまいりたいと思います。

医療費について御指摘いただきましたけれども、先ほど申し上げたとおり、保護費の中には医療費も含まれておりまして、RHQのほうで必要性などを判断した上で適切に医療費も提供しているところでございまして、引き続き進めたいと思います。

それから、難民認定に当たっての入管法改正におけるノン・ルフールマン原則の話をしていただきました。多分、国会とかでもお答えしていると思うのですが、ごく簡潔に申し上げれば、難民条約第33条1でまさにノン・ルフールマン原則が規定されております。今回、入管法が改正されましたけれども、例えば3回目以降の難民認定申請者などを送還停止効の例外としておりますけれども、もともと送還停止効は難民認定申請中の方の法的地位の安定を図るために設けられているものですが、この送還先については送還停止効の例外に当たる方、まさに3回目以降の難民申請者の方々についても、入管法第53条3項においては、難民条約等に規定されている国への送還を禁じていると規定していますので、難民条約を含め、その他人権諸条約に違反するものではないと考えております。

もう一つ、難民認定の際の資料の話をしていただきましたけれども、まさに難民認定そのものの制度は入管さんのほうがやっていますので、私が外務省の立場でお答えできないというのは御理解いただければと思っております。

私から大体全ての質問にお答えできたかと思うのですが、いかがでしょうか。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

米良さん、いかがでしょうか。

●米良（（特活）メドゥサン・デュ・モンド ジャポン（世界の医療団） 事務局長）

ありがとうございます。最後のほうにおっしゃっていたノン・ルフールマン原則、そういったものに反しないような送還が行われていないかの見極めというのをどのようにしていくかというのは、外務省ではなくて。

○池田（外務省 総合外交政策局 人権人道課 首席事務官）

条約の解釈は外務省がしておりますし、もちろん入管さんとも緊密に、難民条約の解釈ということであればやっておりますけれども、一義的には難民認定申請者の送還とか、送還停止効の話については、入管さんのほうで御判断されるものと理解しております。

●米良（（特活）メドゥサン・デュ・モンド ジャポン（世界の医療団） 事務局長）

制度がちゃんと機能しているかどうかということも含めて入管のほうで基本的には精査するということですね。ありがとうございます。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

フロアのほうから何か御質問・御意見がなければ、最後の議題に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。では、ないようですので、最後の「令和6年度外務省概算要求について」ということで、ODA政策協議会NGO側コーディネーター一同を代表して、今井さんのほうから御説明いただけますでしょうか。よろしくお願いします。

（6）令和6年度外務省概算要求について

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 代表理事）

よろしくお願いします。ODA政策協議会、NGO側コーディネーターの今井です。JVCに所属しています。お時間もないので簡潔に御説明します。

「令和6年度外務省概算要求について」ということです。議題の背景としては、7月の協議会でも議論しましたが、8月31日に実際に外務省のホームページで概算要求についての資料が公表されました。新しい開発協力大綱策定後、初めての概算要求ですので、私たちもその大綱の内容が反映されているかどうか、非常に興味を持っているところです。

議題に関わる問題点というところで書かせていただいているのは、一言で言えば、国益に関する議論が開発協力大綱の中にたくさんありまして、最終的には開発協力大綱の中に、開発途上国の開発課題や地球規模課題の解決ということが第一に書かれ、同時に、国益に資することが書かれて、少なくとも地球規模課題があり、そして、国益がある、少なくとも並列しているということが書かれているわけなのですが、そこから見ると、概算要求の概要に書いてあることは、国益の実現、特に国家安全保障、あるいは経済安全保障の側面で国益の実現に重心が傾きすぎているのではないかとといったようなところで質問をさせていただきたいと思います。

外務省の概算要求の資料には3つのポイントという3ページ目の資料がついておりまして、今回の資料の中に入れていますが、特にこの3ページ目の「3つのポイント」と内容のところが、開発協力大綱の議論とか、大綱の中身から、私たちが大きく違和感を持つところなのです。事前質問では、このページが今年から新たに加わったのがなぜかということをお聞きしましたが、外務省からの事前打ち合わせの御回答は、外務省が予算で何をやりたいのか分かりにくいという指摘があったので、より分かりやすくするためにこのページを設けたということでした。ですから、まさに肝の部分というか、アピールしたい部分が、ここに出ているのだろうということもあって御質問させていただくわけです。

実際に今日、お話をさせていただきたいところは大きく3点です。今お話をした「3つのポイント」の1では、国家安全保障関係の記述がありまして、国民の生命と安全を守るために、ODAの戦略的活用やOSAを通じて同志国の能力を高め、望ましい安全保障環境をつくりますと説明されています。

大綱に関する意見交換の場では、ODAとOSAは目的が違うのだということを実際に再三再

四繰り返し御説明いただいたのですけれども、この3つのポイントの中では、ODAとOSAの組み合わせ、組み合わせとは書いていませんが、これを通じて同志国の安全保障能力を高めると書いてあるので、それは今までの説明とは目的が違うのではないかと感じるわけです。つまり、開発協力大綱に書いてある内容からも逸脱すると考えているのですけれども、その点はいかがでしょうかということです。

2つ目は、同じく先ほどの3つのポイントの3つ目では、今日もいろいろ議論があったオファー型協力についてです。「日本企業の海外展開を支援する予算です」とタイトルがついた上でオファー型協力が紹介されていて、これは開発協力大綱についてオファー型の支援は、開発協力の進化したアプローチというか、要請主義だけではなくてオファー型にするといったようなアプローチとして書かれていたのが、この「3つのポイント」を読むと、日本企業を支援するためにそういったオファー型というような新しい枠組みというか、仕組みをつくったと受け取れる内容になっているので、これもまた開発協力大綱の趣旨と違うのではないかと、私たちはそういう印象を持たざるを得ないわけです。

それから、3番目に書きましたのは、5～6ページ辺りの柱1のところ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化ということに関して、ここでは「ODAの戦略的活用（FOIPの新プランの具現化）」という表現ですとか、あるいは「ODAの活用を含めた経済安全保障の戦略的推進」「同盟国・同志国との連携」といった記載があります。開発協力大綱の議論、あるいはパブリックコメントでは、FOIPとか、あるいは同志国といった国家安全保障戦略の色彩を帯びたほうにODAが引きずられていくこと、あるいは同志国といったような相手を特定するような概念を導入することへの懸念が非常に多く表明されたと思います。

その中で、最終的にはFOIPについての記述は1か所、最低限にとどまり、同志国という表現が削除されたと理解しておりますけれども、それがまた、ここの概算要求の資料においてODAに関する記述として復活してきているのは、これも開発協力大綱改定での意見交換とか、パブリックコメントを含めた議論、大綱の内容から齟齬があるのではないかと感じるのです、その点を御確認したいということです。

事前の打ち合わせのときに、外務省のほうからは確かに誤解を招く表現があったといったようなコメントをいただきましてよかったのですけれども、もしそうであれば、どこをどのようにいつ修正するのかということもお伺いできればと思います。

私から以上です。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

ありがとうございます。

私も開発協力大綱の改定に関わってきて、議論をしているいろいろな意見して、だんだん迷子になったのですけれども、また、予算の中で、ある意味では本音がそこに出ているという印象はどうしても感じるのです。そういう意味では、言ってきたことと実際に書かれていること、これは外務省さんとしては、それをアピールしなくてはいけないという立場も分

かるのですけれども、整合性があまり取れていないのではないかと、これまでの発言とともに全体的にどのように一貫性を持ってこれを説明していくのかなという感じはします。その辺、御質問に関して五十嵐さんのほうからお答えいただければと思います。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

御指摘の点、おっしゃるとおりと思う部分がありまして、一貫性について若干ずれがあったり、表現に関して必ずしもこれまでの議論が完全に踏まえられていないのではないかと、いうところは、我々も悩ましいのは省内で予算に関してどういった形で整理するかというのは必ずしも国協局だけではないのです。当然安全保障をメインで見ているところとも議論をしながらつくっていくところではあるのですけれども、そこで確かに認識のずれと、いいですか、そこが少なくとも伺えるような形で出てきてしまっているというのは事実であるかと思えます。ここのずれに関しては改めて、タイミングとしては恐らく要求の段階のものを今から再度直すというよりは、今まさに議論しているところですのでけれども、来年度予算を政府案として出て、その形を作る際に、きちんと踏まえた形で表記も含めて整理をさせていただこうと思えます。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

それは閣議決定の際に提出する内容という理解でいいですか。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

閣議決定の際に、こういった同じような形で概要をまとめた資料を作成させていただくことになるかと思えます。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

その段階で修正をする。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

そうです。もちろん表現の仕方もそうです。ただ、1点御理解いただければと思う部分は、OSAとODAが表記されていることが問題というよりは、ここでメインのメッセージとして申し上げたかったのは、広い意味での安全保障、経済安全保障ですとか、あるいは途上国の社会の安定化によって日本にとっての望ましい国際環境がつけられるという意味での安全保障、そういったところの視点からはODAを使っていくということもあり得ると思えます。

狭い意味でのいわゆる軍事的といいますとか、安全保障ということではなく、経済安全保障、そして、人間の安全保障という発想自体が、そもそも安全保障というものが国だけではないといえますか、そこではなくて社会レベル、あるいは個人レベルでの安全保障をきちんと確保していく。それを考えていった場合に、必ずしもODAが安全保障というところと結びつかないわけではないと思っています。そこはしっかりと使い分ける形、峻別した形で我々としてやっていければと思っております。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

今井さん、どうぞ。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC）代表理事）

五十嵐さん、ありがとうございます。

まず一つは、省内での認識のずれという言葉がありましたけれども、非常に基本的な重要な点ですので、省内で認識のずれがあっては困るわけです。その点はきちんとこうした資料を作るときに、省内でどういうプロセスなのか分かりませんが、国際協力局として、そういったずれがないようにしていただかなければ。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

認識のずれという用語があって、悩ましいところなのですが、まさにどの部分に関して、ある程度この局面で、多分分かりやすさというところに関連してしまうと思うのですが、そこで手当をするところはどう重点を置くかというところのスタンスの違い、そこでももちろん国際協力局としての立場で議論していくべきなのでしょう。

なかなか難しいのは、ODAに関する国民の理解ですとか、今、どうしても世の中では、海外に対しての支援に対しての批判的な見方、その中で、特に御指摘いただいたようなポイント3のところですけども、ある程度、日本企業ですとか、そういったところを分かりやすく示すということをしたという意向、ここと必ずしも、オファー型協力を持ち出させていただくと、別に日本企業だけということではないですけども、それを全て書き下そうとしてやってくると、メッセージが分かりにくくなってしまっているところがある。そうすると、どうしても省内で議論していった中で、ある程度、こういった形になっていく。

ただ、おっしゃられるような、そもそもの言葉の使い方として適切といえますか、これまでの議論を必ずしも十分に踏まえていないところは、国協局として省内の議論の中でまとめていくように努めていきたいと考えています。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 代表理事）

分かりやすいということも開発協力大綱の議論の中で、国民に浸透していないですとか、いろいろとディスカッションされた点だと思うのです。そこにおいて、でもやはり国民はODAに対して、本当にシンプルに途上国の貧困削減ですとか、そういったことを求めているような意見も非常に多いといったようなこと、そういった資料もNGOの側からも出たと思います。やはり分かりやすさというときに、人間の安全保障ですとか、地球規模課題といったような、もう少しこなれた言葉にされるかもしれませんが、そういったことを分かりやすく打ち出すのか、あるいはこういう形で安全保障面ですとか、企業の支援を打ち出すのか。分かりやすさというところでこういう資料ができてくるということは、外務省は、本当はこういう認識でいるのではないかと思ってしまうということが一つです。

それから、ポイントの1のところ、先ほどの五十嵐さんの説明で、この部分は特に広い意味での安全保障とODAについて述べているというお言葉がありましたけれども、ただ、ここに書いてあることを見ると、これは広い意味での安全保障、人間の安全保障とかも包摂した形ではなくて、本当にポイントの1で書いてあるのは、国民の生命と安全で、一番下の辺りの丸ボツの3つ目には、同志国の能力を高め、望ましい安保環境をつくり出すと書いてあるので、この資料のポイントの1では広い意味での安全保障に読めないわけです。ですか

ら、その点はきちんと省内の認識を、本当のところはどうなのかというところを一致させてほしい、あるいは修正をしていただきたいと思います。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

小松さん、どうぞ。

●小松（（特活）シャプラニール＝市民による海外協力の会 事務局長）

シャプラニールの小松です。我々も含めてNGO非戦ネットというネットワークで、そもそもOSA反対というメッセージを打ち出していますけれども、その観点で、例えばOSAの対象になっている国の一つのバングラデシュでは、政府や軍隊による人権侵害が非常に大きな問題になっています。市民は逮捕されるのを恐れて声を上げられていないという状況です。そういう中で、OSAが対象国の人権侵害を助長するものになるのではないかと懸念を我々は持っています。

日本の外務省、JICAがそういった懸念を持っているのか、いないのかということ非常に気にしているわけですが、例えばバングラデシュのODAで見ると、USAIDなどは政府に対する人権状況の改善に非常に力を入れてやっている。それに対して、日本のODAではそういったものがちょっと見当たらない。そういう状況を我々としては危惧していて、今なかったとしても、OSAについて言えば、対象国の人権状況をきちんと見て改善に取り組むといった姿勢が重要ではないかと考えます。これはコメントです。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

ありがとうございます。最後、五十嵐さん、今の御意見も含めて、締めのお返事をいただければと思います。

○五十嵐（外務省 国際協力局 政策課 首席事務官）

OSAに関して懸念を持っていないのかといえば、もちろんOSAはしかるべく安全保障という観点から適切に執行されるというのが前提だと思います。そういう意味では懸念となり得るからこそ、懸念がないように徹底してやっていくということを当然関係部局のほうで取り組んでいると受け止めております。

その上で、おっしゃられたような人権に関してきちんと確保するための支援、ガバナンス支援の重要性は認識いたします。どの国ということはないにしても、我々として支援をしていく上で、あくまで基本は相手国政府が自立的な形できちんとやっていくことが前提だと思います。そのさらなる大前提として、相手国政府が適切なガバナンスをして、人権尊重といったものに対して、ある程度きちんとした体制をつくっていくことは大前提だと思いますので、その部分への支援を意識していきたいと思っています。

●若林（THINK Lobby 所長/（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）理事）

ありがとうございます。まだ議論は尽きないと思うのですが、予定した時間を25分過ぎてしまいまして、司会進行の役割として不適切だったのかもしれませんが、とりあえず6つの議題を終えることができました。最後にこれだけは言いたいという人はいますか。よろしいでしょうか。

それでは、工藤さんにお返しします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、閉会挨拶ということで、関西NGO協議会の岡島理事のほうからよろしくお願ひします。

●岡島（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 理事）

皆さん、本当にお疲れさまでございました。

いずれにしましても、昨年度から開発協力大綱の改定もあって、そのプロセスでも随分外務省と連携・協力がありましたけれども、今日も随分盛んなやり取りがあったと思います。いずれのトピックも随分急ぎ足で、フォローアップが必要なものも幾つかあったと拝察しておりました。たくさんの建議がある中で、特定のことについて、市民社会、オファー型支援における対話、プラットフォームへの市民社会参加がどうなっていくかということについても、ケースバイケースという御発言がありました。放っておくと見逃されるというのは、ジェンダーにしてもそうですし、あるいは人権のことについてもそうですし、そもそも市民参加ということ自体もそうだと思います。そういったことがエビデンスで示されていると思いますから、どのように制度化していくかという視点で引き続き議論をしていきたいと思います。そうしたフォローアップが必要なところがたくさんあったと思いますので、外務省の皆様におかれましては、これまでと同様に引き続きお願いしたいと思います。

また、市民社会側、NGO側の皆さん、大変お疲れさまでございました。

これで締めさせていただきます。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

どうもありがとうございました。約2時間40分にわたる長丁場、皆様お疲れさまでした。本日は、急な議員対応等で日下部審議官が出席できなかった点はお詫びを申し上げます。それでは、これで令和5年度「第2回ODA政策協議会」を終了したいと思います。皆様、お疲れさまでした。